

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会（第3回）

日時：平成23年5月12日（木）14：00～17：17

場所：日比谷国際ビル5階（501）第1セミナールーム

（新日本有限責任監査法人内）

1. 開会

2. 議題

（1）中間報告について

3. 閉会

（資料）

資料1：企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会 委員名簿

資料2：企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会 中間報告（案）

○猿田課長補佐 それでは、定刻となりましたので、これより第3回企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会を開催いたします。

本日は、ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただき、まことにありがとうございます。

私は、環境省環境経済課課長補佐の猿田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、第3回目となります本検討委員会は、当初3月14日に開催される予定のものでございました。東日本大震災の影響で延期され、本日の開催となったものでございます。改めまして、震災においてお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りさせていただくとともに、ご遺族、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、今回の配付資料に関してご説明させていただきます。議事次第をごらんください。今回は中間報告案に基づいてご議論をいただくということになっております。まず、配付資料といたしましては、最初に委員名簿が資料1で入っております。それから、中間報告案がそのまま、参考資料とともに一緒にすべて入っているといった内容でございます。

それでは、これより先の議事進行につきましては、上妻委員長にお願いいたします。

○上妻委員長 皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。

本日、委員の方々は全員ご参加のご予定ですけれども、西堤委員は若干おくれるそうです。

本日は、本検討委員会3回目、つまり、最後の委員会ということになります。第1回目では、環境経営について、それから、第2回目では、環境金融の役割を中心に、環境情報開示の課題と将来の方向性について議論をしていただきました。

検討会の終了に当たりまして、その審議内容を踏まえて、企業による環境情報開示のあり方に関する報告書を作成することになります。もちろんすべての論点について、この検討委員会で完全に知見が得られたわけではありませんので、報告書の内容は、現状における委員会の考え方をラフに要約することにとどまらざるを得ないです。そのため今回は、中間報告案というネーミングで、検討のたたき台となる原案をご用意させていただきました。この中間報告案は、これまでの検討会での審議内容とそのもとに設置された3つのワーキンググループにおける検討結果を踏まえて作成しておりますが、本検討会で報告書としてご議論いただくのは初めてでございますので、ぜひ、積極的にご議論、ご指摘等をお待ちしております。

なお、大変恐縮でございますが、時間の制約がございますので、中間報告案における基本的な考え方、それから、報告書の不適切な文言等がございましたら、ぜひともそういう

ところを中心に修正したいと思いますので、ご指摘をお願いしたいと思います。

それから、ご質問、ご意見等に当たりましては、これまでと同様に名札を立てていただきたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、「企業の環境情報開示のあり方について～強固で持続可能な社会に向けた環境情報開示～」という中間報告案でございますが、「はじめに」及び第1章「本報告書の基本的な考え方と背景」の部分につきまして、環境省からご説明をお願いしたいと思います。

○猿田課長補佐 それでは、中間報告案の12ページをごらんいただけますでしょうか。早速でございますが、「はじめに」のほうから大まかな内容につきましてご説明させていただきます。

まず、第1段落目ですが、環境上の諸問題によって、深刻な生態系の危機に晒されているということで、環境問題の深刻化はさらに進行する可能性があり、これを回避するために、人類一人ひとりが自らの行動を環境に配慮した方向へと転換し、できることから着実に実行する社会体制を整備する必要があるということを記載しております。そして、第2段落目といたしまして、健全で恵み豊かな環境が、人類をはじめとする地球上のあらゆる生物の生存基盤であり、持続可能な社会の基盤であるということと、最後の文において、現在の環境を破壊するのはたやすいが、その行為が地球上のすべての生物に多大な損失を及ぼすことを、あらゆる主体は常に認識しなければならないといった内容が記載されております。

それから、多くの犠牲を被らせた本年3月11日の東日本大震災は、環境管理を含むリスク管理の重要性や強固で持続可能な社会基盤の必要性を改めて認識させるもので、我々は国の総力を挙げ、この災害を乗り越え、今まで築いてきた基盤をさらに上回る発展を志し、未来に向けた強固で持続可能な社会を創り上げていく必要があるとしております。

次の段落で、過去の我が国の取り組みとして官民努力し、多くの環境技術を開発し、また環境管理指標や環境情報開示の発展にも取り組んできたということで、今後国として取り組むべき重要な施策であるということを書いております。そして、こうした状況を踏まえ、他国との協調のもと、更なる革新的な環境技術の開発や環境管理、環境情報開示の徹底により、環境と経済の両立する持続可能な社会を早期に築き上げていくことが、我が国に課せられた責務であり、国際社会の貢献になるということに記載しております。

「持続可能な社会を実現するために」というところで、その次の文で、特に、企業の環

境管理を含む環境配慮行動を促進するような何らかの社会的な仕組みが不可欠であるという  
ことで、それによって持続可能性の高い企業が正当に評価され、有形無形の便益をその  
企業が享受して、その組織の維持・存続・発展が一層促進されなければならないことを記  
載し、とりわけ注目すべきことは、企業経営に何らかの財務的影響を与えるような環境課  
題が、世界規模で存在感を増している事実であると記載しております。そして、気候変動  
のことを「例えば」として記して、その次に 13 ページで、その結果として企業は環境経  
営に関する戦略的な対応を迫られるようになってきており、その傾向は今後も続くと考え  
られるということで、方向性を示しております。

次の段落で、持続可能な社会に向けて環境経営の事業戦略性が増せば増すほど、環境情  
報開示における投資家の視点や金融の役割というものが重要になってくると考えられます。  
1つ1行ずらしまして、環境金融（環境に配慮した金融）にもそうした一定の経済合理性  
というものがもたらされ、金融機関の要請する環境情報が説得力の高い環境への評価指標  
になるからである、ということに記載しております。「さらに」と受けまして、適切な環  
境情報による企業評価の結果として、多くの投融資資金が環境経営に優れた企業に流れる  
ようになれば、市場の失敗を克服し、環境と経済の両立を可能にする上で大きな礎になる  
ことを記載しております。この報告書では、環境金融、金融の視点というものを環境情  
報の中に織り込んだという説明を最初にしております。

続けて、大体の構成として、そこの4つに書いてある構成で、1つは環境経営の方向性。  
2つ目といたしましては、環境金融の役割。3つ目といたしましては、環境情報開示の枠  
組み。そして4つ目といたしまして、促進策ということで記載をしております。

なお、本報告書は、環境配慮促進法に基づき開示される企業の環境報告を検討対象とし  
ておりますが、その他の企業内容開示において環境情報が開示される場合であっても参考  
にすることが可能であるということで、最後に我が国の企業の環境配慮行動を促進し、同  
時にその経済競争力をさらに高めるために、この検討結果を踏まえた新たな開示枠組みが  
急務であるという部分で「はじめに」を締めております。

それから、14 ページにまいります。使用した用語の定義でございます。まず、環境情  
報ですが、事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の状況に関する情報。また、資源生産  
性ですが、企業活動に伴う天然資源（エネルギーを含む）の投入量と創出した生産量また  
は付加価値等対比した指標。そして、K P I は、主要業績評価指標。重要課題について、  
環境配慮行動や関連する事業活動の経過、業績、現況を効果的に計測できるような因子で

あり、企業の重要な成功要因を反映し、個々の目標達成度を表すことができる定量的指標と定義しております。

バリューチェーンですが、企業の事業活動に関連する付加価値の創出から費消に至るすべての過程における一連の経済主体若しくは経済行動。原料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等、事業活動に関連する一連の行為と主体が含まれる。

ステークホルダーですが、組織やその活動に影響を与える、または、それらに影響を受ける個人またはグループ。組織にとって利害関係を有する個人またはグループであるとしております。

それから、ステークホルダー・エンゲージメントですが、企業等の組織がステークホルダーのことをよく理解し、それらの人々を自らの事業活動や意思決定に関与させるために行う種々の活動のこと。ステークホルダーに対する情報伝達、諮問・相談、対話、協働といった関与形態があるとしております。

そしてガバナンスですけれども、経営者が健全な経営を行うための監視する仕組みであり、適切な環境配慮行動をとるように仕向ける管理・統制メカニズムのこと。ここでは組織体制も含めた広義のガバナンスということで、言葉足らずかもしれませんが、組織体制として環境配慮の取り組みを行う体制という意味で、より広義のガバナンスという意味合いで使っております。

では、あと環境金融報告書については、前回ご説明したものですので割愛させていただきます。

続きまして、15 ページでございます。第1章「本報告書における基本的な考え方と背景」で、(1) 持続可能な社会の構築に向けた環境情報開示の役割という部分でございます。

まず、第1段落目といたしましては、持続可能な社会を構築する上で、企業の環境経営が重要な役割を果たしている、といった文から始めまして、資源・エネルギー消費と付加価値の発生をバリューチェーン全体で抑制するといった効果が環境経営の考え方の中にあるといったことや、そうすることによって持続可能な消費と生産を促進するといった理由を挙げております。また、こうした環境と経済の好循環を志向する戦略的対応に成功すれば、企業自身も自らの市場競争力を強化することが可能になっていくといったような効果もあるということに触れております。

そして、図1のところにありますけれども、企業の環境経営促進の仕組みというものを

示しまして、ここにあるような4つの機能が連動する仕組みが、環境と経済の両立する持続可能な社会を構築する上で基盤として必要であり、また、この仕組みを社会全体で有効に機能させるために、環境情報開示の果たすべき役割は極めて大きいということを2段落目で触れております。その後は割愛させていただきます。

続きまして、16 ページを見ていただけますでしょうか。(2) 環境情報の開示責任と利用者というところでは、最初に、環境問題の深刻化は、企業に事業活動に伴う環境負荷の全容を適正に開示することを社会の要請として強めていくものと想定される。その環境負荷により影響を受けるステークホルダーは様々であり、企業としても自らの責任において、その要請に真摯に答えていくことが求められるということを踏まえて、2段落目に続けております。

2段落目、3段落目は、既存の環境ガイドラインの2007年度版を参考に、まず企業としては、環境負荷の発生状況や環境負荷の低減活動、環境配慮の取組などを説明する責任を有しており、それを説明する手段として環境報告書による環境報告といったものが、最も重要な位置に占められるということを記載しております。

また、3段落目では、事業者のステークホルダーというものが様々であり、ステークホルダーが行う様々な意思決定や判断に影響を与える重要な情報が、適切な時期に提供されることが必要とされるといった文と、後は「はじめに」のところでもご説明いたしましたが、環境問題の深刻化というものが昨今の投資家による環境情報の開示の要請にもつながっているということを触れております。

最後の文におきまして、投資家を初めとするステークホルダーのニーズに応えられるということを本報告書において考慮する、本検討委員会の検討の中で考慮しているといったことや、地域住民、持続可能な消費行動、もしくは強化のバリューチェーン体制の構築などといったことも検討課題として念頭に置いているといったことを触れております。

それから(3)の環境情報の開示方法なのですが、これも第1回でご説明いたしました環境金融報告書においてご指摘のございました「環境報告ガイドライン」の見直しの際に、「主要な指標等の一覧」のテンプレートについても見直しを行い、その普及を促進すべきであるといったことをまず記載し、2段落目として、最後の文で、開示する環境情報には、企業の戦略的な対応の違いに応じて、企業固有の状況を適切に反映することが重要であるといった企業の主体性のお話をまず書きまして、「ただし、その一方で、」ということで次の段落で、情報利用者にとっての有用性の観点からすれば、環境報告が一定

の規範に基づいて行われ、重要性の高い情報が環境経営の実態を忠実に表現しつつ、理解容易かつ比較容易な形式で開示されることも必要であるということを書いております。

最後の段落においては、今回の情報開示のあり方の中でもそういった点を重視している、としております。

続きまして、(4) 社会的側面の情報開示でございます。これは現行の「環境報告ガイドライン 2007 年度版」の第4章においても、「『社会的取組の状況』を表す情報・指標」というものが記載されておりますので、その文について触れております。そして、第2段落目では、その必要性として経済的側面や社会的側面についても健全で持続的である必要があるということ、もしくは実際のリズムといたしまして、環境とあわせて社会的側面の情報開示も拡充されつつあるといったことを触れております。

そして、次の段落では、「さらに」としまして、地域コミュニティについても記載しております。地域コミュニティとの適切な関係を築いていくことが、ますます今後重要になってくると想定され、そして、最後の段落において、今回の検討においては、環境情報を中心にその改善のあり方を検討しておりますが、環境的側面と経済的側面及び社会的側面の開示のあり方に関しては、引き続き検討が必要な事項であるとしております。

それから(5) 環境情報開示及び環境経営に関する動向でございます。①の国内動向といたしましては、第1回目でご説明したとおりでございます。一定の普及や質の向上がなされていると考えられます。今後は、本報告書で掲げるような検討課題を着実に解消し、より有用なものとしていく必要があると考えております。環境報告書の作成状況と環境マネジメントシステムの認証取得の状況については、割愛させていただきます。

それから、環境報告書による環境情報の開示状況という調査も、実際、環境情報の開示の実態調査というものもしております。その中では例えば7割の企業が環境目標・実績・取組内容について一覧表の形式で報告書に記載しているであるとか、マテリアルフローについても64.8%の企業が開示しているということであるとか、KPIなどの重要項目を選択した理由を記載している企業は少なく、5.6%にとどまっているといったことを挙げております。

また、海外動向に関しましては、まず韓国、中国、シンガポールといった国について最初に書いております。従来、環境情報開示については制度的規制を行っていなかった国々においても、関連法令の制定やガイドラインの策定等によって環境情報開示制度の整備が進められているといったことや、第2回目のところでご説明しました韓国の環境経済開示

システムといった新たな環境情報開示及び環境経営の促進策といったものが実施されているといったことを紹介しております。

次に、各国の団体等における環境情報開示に関する議論の動向ということでは、財務に与える影響との関係を適切に示す環境情報開示手法が検討されているといった動向がございます。例えば I I R C でいわれている統合報告フレームワークといった手法も出てきているといったことを紹介しております。

それから最後に、欧米を中心に議論がされているということで、財務報告の中で環境情報などの非財務情報を法制度として開示要請する動きが進んでいるということも記載をしております。

以上でございます。

○上妻委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明のありました、前の部分のところに要約というのがついておりまして、この要約は、この中間報告案の概要が示されているということでございます。ご説明にありました箇所は3カ所でございます。まず12ページ、13ページの「はじめに」の部分、それから14ページの用語の定義、それから、15から19ページの第1章に相当する部分でございます。この部分につきまして、ご議論をお願いしたいと思います。ご意見もしくは修正したほうが良いというような事項がありましたら、よろしくご指摘のほどお願いしたいと思います。

ちなみに、簡単に概要を申し上げておきます。「はじめに」の部分でこの報告書の前提となる問題意識について書いているわけでございますけれども、基本的には気候変動問題などを中心として、持続可能な消費と生産に対する要請が社会的に強くなっている、持続可能な社会への移行が逐次始まっていると。そういうふうな状況を反映するような企業の環境経営とは一体どういうものでなくてはいけないのか。そのための開示システムはどうあるべきか、というところをスタートラインにしようということでございます。

また、再三この検討委員会でもご指摘がありましたけれども、この報告案は、環境情報開示に限って検討しているわけですが、必ずしも企業の抱える社会的責任課題は環境だけではございませんので、それ以外の人権等を中心とする社会的な課題、ガバナンスの問題、経済的な貢献等といったことについても配慮が同様に必要であるというのが、その問題意識の前提になっています。

いかがでしょうか。それでは、お願いします。



○國部委員 大変よくまとめられていると思うのですが、1 個ずつ言った方がいいのですか。

○上妻委員長 そうですね。お願いします。

○國部委員 それでは、12 ページの「はじめに」のところで、第3パラグラフに、「東日本大震災は、環境管理を含むリスク管理の重要性や強固で持続可能な社会基盤」とありますが、ここは委員会で全く議論していないところで、東日本大震災のことを言及したのは非常に素晴らしいことだと思うのですが、環境管理を含むリスク管理の重要性を認識させるものだったのかということは議論が必要で、むしろリスク管理がうまくできなかったから抜本的に新たな仕組みを考えなければいけない等、もう少し大きな表現をされた方がいいのではないかと思います。

○上妻委員長 要するに、環境管理であまり包括しない方がいいということですね。

○國部委員 そうですね。環境管理を含むリスク管理の重要性を認識させる、と言うと誤解を招くし、反発される可能性もあるかもしれないと思うのです。ですから、リスク管理、環境管理を含むリスク管理の抜本的な改革等、そういうイメージは確かにあり、リスク管理の失敗というものがものすごく大きな問題だと一般には認識されているのだと思います。今はっきりした表現の代案があるわけではないですが。

○上妻委員長 その辺のことを踏まえまして修文させていただきたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

○國部委員 別に採用していただかなければというわけではありませんが、気がついたところでは、細かいことかもしれませんが、この国際動向のところは、どこまで行っていましたか。

○上妻委員長 18 ページ、19 ページです。

○國部委員 19 ページまで行きますよね。

○上妻委員長 はい。

○國部委員 海外動向のところ非常に細かいことですが、18 ページ一番下のところで、「アカウンティング・フォー・サステナビリティや国際統合報告委員会では」という表現があるのですが、この国際統合報告委員会 I I R C というのは、アカウンティング・フォー・サステナビリティと G R I が共同で打ち出したもので、完全に独立の団体ではありません。

○上妻委員長 多分言葉足らずなのだと思いますが、アカウンティング・フォー・サステ

ナビリティの話は、コネクテッド・リポーティングが統合報告の前期的な形態であったものですから、それについて触れる必要があるだろうということで書いたものです。修文させていただきます。

○國部委員　そういう意図であれば私は賛成です。

○上妻委員長　統合報告の話を少し、その前のところでコネクテッド・リポーティングを入れる等してわかりやすくしたいと思います。

○國部委員　それから、これは全体と関わるのですけれども、16 ページの一番下のところで、「重要性の高い情報が」という重要性の概念が出てきます。ずっと報告書を読んでいくと、重要性というのは非常に重要な概念・マテリアリティを意識して書かれていると思うのですが、最初のほうではそれをにおわすことが全くない。

重要性という大事な言葉が、報告書の中でマテリアリティを使われていないために、違う意味の重要性が後で出てくるのか、それともここでの重要性も後のマテリアリティと同じような重要性なのか、最後まで読むと気になるので、用語を全体的に考えていただければと思います。

○上妻委員長　おっしゃるとおりで、全体を通して基本的には重要性はマテリアリティの考え方で使われているのですが、ご存じのように会計の世界では、国際会計基準が今後導入されることを踏まえ、概念フレームワークの改定が行われており、つい昨年、開示原則に関して概念フレームワークの確定版が出ています。それが恐らく、現行の 2007 年版の環境報告ガイドラインをつくったときとは変わってきており、重要性の原則についてもかなり明確に書かれるようになって、それといわゆるサスナビリティ報告の重要性の問題をどういうふうに調整するのかということ、まだここでも全く検討していませんので、うまく書いておりません。

多分それが大きな原因だと思うのですが、そのことについては、事務局とも相談をして、環境報告ガイドラインの改定に入るときに、まず開示原則のところも、もう少しサスナビリティ・リポーティング、もしくは環境報告というものにフィットするような重要性の概念に、きちんとつくり変える等しながら、概念フレームワークの考え方を導入していくようにしたいと思います。

ただ、ご指摘になられたところは、矛盾してしまうとよくないので、整合的になるように修文するなり、ウエートを変えるなりということをしてしたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

ほかにかがでございましょう。お願いいたします。

○菊池委員 1点だけ発言させていただきたいと思います。16 ページの(2)の第4パラグラフのところであります。

ここで、「企業の環境情報のあり方を検討するにおいては」以下のところなのですが、  
「重要な環境負荷の状況の全容を適切に伝えることにより」という、これ自体に全く異論はありませんけれども、その後のステークホルダーニーズに応えられるという観点からすると、この表現だけではリスク方面へ偏っているというイメージもあります。環境をチャンスだととらえて情報発信されている例も非常に多いと思いますので、その点について、単語か言葉か句かわかりませんが、挿入していただければと思いました。

以上です。

○上妻委員長 この辺りは、かなり事務局と調整をした結果こうなりました。ご指摘の認識は盛り込むつもりで当初からつくっており、もともとそういう表現が入っていたのですが、第4章の環境情報開示の基本的な枠組みのところに入れたほうがいいだろうということで、そちらのほうに入れています。

ただ、ここの(2)のところというのは、開示に関する検討会のスタンスを書いているところですので、今のご指摘も踏まえまして、リスクとチャンスと両方がきちんと明示されるように、それがステークホルダーのニーズなのだということがわかるように修文させていただきたいと思います。

ほかにかがでございましょう。どうぞ、お願いいたします。

○富田委員 3点ほどあります。実は上妻先生からご指摘があったところで、まずは一つ、この委員会で議論になった社会的課題の部分について、確かに本文の中を見ると、かなり書いているという印象は持っていますが、そういう意味でいくと、もう少し「はじめに」の部分ですか、冒頭のところに、少し上位概念的にそういったものを述べるのが、概要の方にはそういった記述が全くないので、そういうレベルできちんと入れておくことが大事ではないかと思います。

これとほぼ同様の話が、グローバル視点といいますか、確かに海外動向の事例は幾つか引かれているのですが、これだけ読むと、我が国は我が国、他国は他国で勝手にやっていると、そういうふうには読めなくもないので、そういう意味でもう少しグローバル視点で、その概念とリンクしながら考えていかなければいけない等、そういったニュアンスをもう少し入れていかないと。これまでの国内は非常に内向きで、今回震災があったのでより内

向き志向に拍車がかかっているような気もしなくもないのですが、あまりそちらの方に行ってしまうと、震災にかかわらず海外の方はどんどん進んでいくということを考えると、そこは明示的に入れておいた方がいいのではないかと思います。

あともう1点、これは指摘していいのかわかりませんが、概要のところ、細かい話ですが、8ページの4番目の「企業の環境情報開示のあり方について」というところ、これは短くまとめようとしているのでこうなっているのかという気もするのですが、(3)のところ、目的適合性を備えるためにステークホルダーの意向も反映させる必要がある、とあって、これは非常に正しいと思っているのですが、(1)には、特定のステークホルダーを想定するよりもバランスよく取り上げれば適合性の高い報告になると書いてある。

これは表現的に正しいかどうかは別として、非常に矛盾していることが書かれているように感じられます。一方、8ページの一番上に書いてあるもので言うと、投資家の求める環境情報は他のステークホルダーにとっても有用性が高くなると考えられる、とあり、いろいろと矛盾するようなメッセージが登場してくる感じがします。恐らく言わんとしていることは、環境の情報開示においては、色々なステークホルダーがいるので、バランスよく取り上げる必要があるということだと思うのですが、逆にこの辺りが舌足らずなゆえに、論議的な整合性があまりなくなっているな、という気がしました。このところを調整された方がよろしいと思います。

○上妻委員長 最後のところからお答えさせていただきたいと思います。おっしゃるとおりで、そういう認識を持って書いておりましたけれども、この要約を最後につけたために、その辺りがきれいに要約し切れていないのだと思います。

当初一番悩ましかったのは、ステークホルダーをターゲットングしていくという考え方が環境報告ガイドライン 2007年版には入っているのです。しかし、その冒頭に、「環境報告は社会のためのものである」と書いてある。もともと環境報告ガイドライン 2007年度版で、ターゲットングの話と環境報告という環境問題の社会的な性格というものをうまく調整して書きこめなかったことが原因だと思うのですが、その辺りがうまくこの報告書の中で一元的に書けるように修文していたのですけれども、一部を奥の方に移す等しているうちに、だんだん崩れてきているのかもしれないと思います。整合性がちゃんとできるように書いていくようにしたいと思います。

それから、2番目のご指摘の点は、海外の動向ですが、基本的なスタンスとして、海外の動向との整合性をとりながらいくということについては、全く変わっていません。です

から、海外の資料というのを書いてあったのですけれども、その説明部分が具体的でなかったことが大きな原因だろうと思います。そういったことについて、動向をキャッチアップしながら、環境報告開示のあり方について考えていきたいということは間違いございませんので、そのように申し上げておきたいと思います。

それから、最初にご指摘の環境以外のファクターについても、もっと前のほうできちんと問題視して書くべきだというのは、十分ご意見を承って、そのように修文したいと思っています。

ほかにいかがでございましょうか。お願いいたします。

○竹ヶ原委員 拝読していて、今回環境情報開示といわゆる金融市場のステークホルダーの中では、金融というのを包括していただいて、この関係性はすごく興味深く読ませていただいてわかりやすくなったと思うのですが、その関連で1点だけお願いがあります。

13 ページですが、上から5行目で「企業の成功要因になれば、投資収益の増加や与信リスクの低下となって環境金融にも一定の経済合理性をもたらし」という表現です。もたらされるということは、逆に言うと今も経済合理性がないというふうにとれるのですけれども、経済合理性がよりクリアになるとか、明確になるとかそういうことでいいのかと思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○上妻委員長 おっしゃる意図でございます。ただ、ご異論はあるかもしれませんが、例えばSRI等がこの10年ぐらいどのように動いてきたのかということを考えながら見てみると、だんだん経済合理性が出てきているが、当初はなかったこともたくさんあった。そのなかったことについて、まだそのままの考え方が一部残っていることもあるので、そうではないのだと。環境金融に対する役割というのは、だんだん実態を伴ってきているのだということを書きたかったのですけれども、表現があまりうまくなかったので、今おっしゃっていただいたような形で、もう少しポジティブに表現できるように変えたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。もし、大きなご意見がございませんようでしたら時間もございますので、先に進めさせていただきたいと思います。ちなみに、今後の予定がどうなっているか申し上げますと、今日の検討会でたたいていただいたさまざまな修正点を反映した報告書案を2、3週間中につくって、一度皆さんのところにメールでお送りしたいと思います。それでご意見をいただきまして、その後最終稿をつくるというプロセスにしたいと思いますので、もう一度見ていただけるチャンスがあるということをお知らせ

め申し上げておきたいと思います。

それでは、次のところに進ませていただきたいと思います。次は、第2章、「持続可能な社会の構築に向けた環境経営の方向性」。これは、皆さんにアンケートを書いていた部分ですね。それから、今回の目玉の1つでございます、第3章の「環境金融の役割と方向性」。この部分について、環境省からご説明をお願いしたいと思います。

○猿田課長補佐 それでは、20 ページ、2の「持続可能な社会の構築に向けた環境経営の方向性」をご説明いたします。

(1) といましては、今後 10 年間に想定される社会変化ということで、第2回目のところでもご説明してご議論をいただいた内容が中心に記載されております。大きくは社会的側面といましては、新興国の人口増加や経済成長、先進国の少子高齢化と社会構造の変化、経済のグローバル化と多様な価値観の顕在化、人権・貧困問題への関心を高めるといったことがあります。

それから、環境側面といましては、資源・エネルギー・食料の需給逼迫による価格上昇や環境問題の深刻化。それから、資源制約の増加。そして、自然エネルギーの利用拡大と環境技術のイノベーションといったチャンスになる部分もあるでしょう。

そういうものに対して、各国の行政というものがまずに対応するだろうということで、環境、人権も含んで世界共通の重要な施策となっていくといったことや、国際的な対策枠組みの創設や監視強化、後は市場メカニズムの活用した施策の実施。それから、持続可能な社会、消費・生産などを後押しする施策の強化といったものが考えられます。

企業を取り巻くステークホルダーの方にも変化がございまして、市民社会の台頭や環境・社会面の監視の強化。それから、環境意識の向上といったところや、環境配慮型製品・サービスの市場拡大。そして、環境金融の浸透といった動きがあるということで、そういうものが企業の環境配慮行動の追い風となって環境配慮行動をさらに促進すると想定されるということを最後の文章に書いております。

駆け足ですが、次の 21 ページに移っていただけますでしょうか。(2)の環境経営の方向性でございますが、そのような社会変化というものが事業環境を大きく変化させるので、企業の持続可能性にも少なからず影響を与えるということで、このような事業環境下では、事業活動の変化に附帯して発生するリスクや機会に対して適切に対処する能力が、企業の長期的な持続可能性にとって重要となってくるということに触れています。そして、企業戦略に環境配慮を組み込み、事業活動と経営戦略を戦略的に一体化することが必要に

なってくるといったことを触れております。

そして、第3段落目は、「ただし」として、環境配慮行動は企業の社会的責任の一部であって、それだけが単独で存在しているわけではないといったことや、人権や労働等を含む社会的責任課題の全般にわたり、経営資源の適切な配分が配慮されなければならないといったことを書いております。そして、そのような10年間の環境経営のあり方を展望して、次のような課題が明らかになるとして、5つ挙げさせていただいております。

1つ目は、経営者の強力なリーダーシップということですが、最後の文で強力なリーダーシップによって誓約した経営ビジョンや目標を全社的に共有しながら、全社一丸となって環境経営に取り組むことが求められるといったことが書いてあります。

そして②で事業活動と環境経営の戦略的一体化といったことが、先ほどご説明したようなことが書いてあります。2行目の右の方から、事業活動そのものを環境志向へ変容させる必要があると。事業活動から直接発生する環境負荷を低減するとともに、環境配慮型製品・サービスを市場に供給する体制を企業としてつくっていかなければならない、そのためには、事業活動と環境経営を戦略的に一体化させることが必要になってくるという説明をしております。

そして③としては、資源生産性の向上について触れております。増大する資源制約といったものが企業にとって深刻なリスク要因になるといったこと、また、社会全体としても、経済成長とそれに付帯して増大する生産と消費の分離が大きな課題になってくるということですので、個々の企業においても資源生産性の向上に抜本的に取り組んでいく必要があるといったことを書いております。

そして、4つ目は、ライフサイクル志向によるバリューチェーンマネジメントということで、企業が原料の採掘から製品の廃棄に至るまでのすべての段階で資源消費と環境負荷の全容を把握し、それらを一元的に削減管理することが求められると。こうしたバリューチェーン全体を視野に入れたライフサイクル志向の環境経営によって、資源消費と環境負荷の一体的な効率的削減が可能となり、同時に事業活動全体におけるリスク回避とビジネスチャンスの発見が容易になると書いております。

そして、最後にトレードオフ回避のための全体最適化ということで、特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させることがあり、それを回避するために、企業の環境経営は、事業活動全体における資源消費と環境負荷の相互関係を十分に把握して、総合的に全体最適となるような方法で実践されなければなら

ない、と書いております。

次のページに行っていただきまして、（3）のところで目指すべき環境経営像というものを今回は書かせていただきました。四角のところでございますが、「経営者の強いリーダーシップのもとで、設定した中長期ビジョンや目標を全社で共有し、重要な環境課題を事業活動の戦略的中核に組み込んで、リスク管理と成長機会の獲得を同時に実現する。また、バリューチェーンを通じて全体最適となるような環境経営によって、資源消費や環境負荷を極力最小化し、強固で持続可能なバリューチェーンの構築を図る」といったものが目指していくような環境経営像ではないかということで、あえてわかりやすくするためにこのような文で書くようにいたしました。

それから、図の3でございますが、環境経営の発展モデルというものをイメージしやすいようにということで書いております。左から右に行くに従って、目指すべき環境経営像に近づいていくようなイメージでございますが、一番左のところは法令や取引先の要請等への順守という段階で、2つ目の段階が短期的便益につながる取組に限定された、といった環境経営になっております。そして、レベルの3番目といたしましては、中長期的な便益につながるような全体の取組ということで、目指すべき環境経営像に非常に近づいていくといったことや、バリューチェーン全体にわたって行うといったことが考えられるのではないかとということで、記載しております。

そして、24 ページの（4）の環境経営のプロセスというところでございますが、これもわかりやすくなるよう、6つのプロセスを書かせていただきました。1つ目は、バリューチェーン全体における環境負荷や依存度。生物多様性の関係でございますが、依存している可能性のある生物多様性の恵みといったものの全容を把握するといったことが、最初のステップでございます。そして、ステークホルダーが重要と考える環境課題に関して、ステークホルダー・エンゲージメントの中で把握していくということも必要になってくると。そのようなことから、3番目といたしましては、重要な環境課題の原因を特定し、戦略的に対応すべき環境課題を決定していくといったことになるだろうと。

その際には、一番下の※の四角のところの4つの事項も総合的に勘案して、重要課題を決定していくというふうに考えられますということと、それから、4つ目でございますが、重要課題に関する戦略を立案することと、それを行動計画に落とし込んでいくこと。それから、5番目といたしましては、実際に行動計画の実行といったものと、その実行をPDCAサイクルの中に織り込んでやっていくことと、それから、実行された結果について、経



営者により分析・評価されること。そして、最後にその評価結果に基づき、次年度以降、次期以降の計画見直しへとつなげていくことが挙げられます。

25 ページは、図で環境経営のプロセスを説明しているところです。

続きまして、環境経営の役割と方向性もご説明いたします。26 ページでございます。

(1) の環境経営の役割でございますが、これは環境金融の報告書から基本的には抜粋しております。2つの役割があるということで、(a) が環境負荷を低減させる事業や持続可能な形で資源を利用する事業。これは、生物多様性のことをつけ加えているのですけれども、そういう事業に資金が直接使われる投融資であるというのが1つの役割。そしてもう一つは、(b) としまして、企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促進する投融資、その2つの役割があるだろうと。

図の5でございますが、企業の環境負荷、事業活動と金融というものが密接に関わっているというイメージ図を書きまして、この2つの金融の役割というものが環境金融の役割というものが非常に重要になってくるだろうということを最後の段落で書かせていただいております。

それから、27 ページ、(2) の環境金融の方向性でございます。そのような役割を受けまして、環境金融の方向性といたしましては、投融資先である企業にとっても環境が非常に重要になってくるということで、金融にとっても当然重要な要素になってくるということを考えております。金融の特性ということ踏まえまして、環境課題を自らの成長要因とし、かつ環境リスクに確実に対応できる企業へと投資家や金融機関における合理的な意思決定のもとで資金配分が環境金融を通じてなされてくるというふうに考えられます。そのようなことを最初に書いております。

そして、2段落目、3段落目は、環境金融について、もう少し詳細な分析と言いますか、中身について説明をしているという内容でございます。2段落目の下から4行目におきましては、環境金融は環境面だけではなくて、経済活動を主軸に、人材、ガバナンスと社会面など多くの要素を織り込み、企業を多面的に評価している。その多面的な評価によって、将来のキャッシュフロー毀損リスクや収益獲得機会を判別し、企業価値評価の精度を高めることを意図しているであろうということと。次の段落で、つまり環境金融というものが市場の拡大や収益性の向上などを中長期的に効果が発現されるか、もしくは短期的に予期せぬリスクとなり得る環境を中心とする非財務情報を、経済活動を主軸とする中長期的な視点による企業価値評価に組み込んだ総合的な評価手法であると。

結局それによって、将来リスクに対してより防御的な手法になっているのではないかと。結局それゆえに、特に中長期的な投資行動を図る上においては、より有用なものとして今後活用が望まれる評価手法なのだろうということを最後に記載しております。

それから、(3)でございますが、環境情報開示における金融の視点でございます。金融において環境要素が非常に重要になってくるということでございますので、当然環境情報の重要性というものも、さらに高まってくるということを書いております。そして、第2段落目においては、中長期的な志向による投資を実行するといった場合は、環境が企業価値の大きな変動要因になるといったことから、最後の文章ですから、将来の財務業績にどのように影響していくのか、環境経営の取組はどのように影響していくのかということに対して、投資家は非常に重大な関心を持つようになるということを書いております。

そして、このような投資家の求める環境情報は、持続可能な社会への適応力が高い企業を識別するのに有効なので、他のステークホルダーにとっても有用性が高くなると考えられるといったことや、そうした投資家のニーズに応えることによって、醸成された情報開示の土壌というものが、他のステークホルダーの要請にも応えるということにもつながってきて、有用な情報を提供することに寄与する可能性もあるということに触れさせていただいております。

それから、下のところで実際の環境金融の中で環境情報要素を取り入れているという事例を環境格付融資であるとか、責任投資であるとかというところからご紹介をしております。最後の29ページで、このような環境金融の広がりというものから、環境情報の重要性が高まりつつあるけれども、以下のような課題があるために環境情報が本来持つ利用価値が十分に活用されているとは言えないのではないか、といった課題感というものも、このところで挙げさせていただいております。

例えば経営者の考えが十分伝わってこないのではないか、といった第2回目でいろいろご議論いただいた内容をここに挙げさせていただいております。この辺りのものを受けまして、次の企業の環境情報開示のあり方というところで検討しているというふうに、最後つなげております。

○上妻委員長 ありがとうございます。この部分とそれから次の2章、3章、それから、4章の部分というのは、環境報告に関するワーキンググループで、私が座長をしておりますワーキンググループの検討課題でもございましたので、補足をさせていただきたいと

思います。

20 ページをごらんください。ここに皆さんにアンケートを書いていた結果を要約しているのですが、全容をきれいにまとめるというところまでには行っていないかもしれないです。たくさんの方が書かれたところを要約しているので、本来でしたらもう少し、つながりになるところを入れて全体的にきれいになるように、課題や分析を書いていった方がいいのかもしれませんが。その点で、もしご指摘がありましたらよろしく願いいたします。

それから、この社会的課題、環境課題の下のところの各国の行政の対応というところですが、最初のところに「環境（人権を含む）」と書いてありまして、違和感を覚える方もいらっしゃるかもしれませんが、これは人権を含むというのは、例えば環境問題として考えられているような課題が、実は人権的な側面を含むことがあるという意味で、場合によっては、括弧書きの部分は削除した方がいいのかもしれませんが、意味としてはそういうことをございます。

それから、次の 21、22 ページあたり、実はワーキンググループの中でも最も議論があったところで、環境経営の方向性に関しては、要するにその持続可能な社会への移行が始まっている中で、事業活動とそれから環境マネジメントの間の連動性が著しく強くなってきている。環境そのものがビジネスになってきていて、ビジネスで成功することが実は社会の環境改善に大きな貢献になる状況が出現しつつあるといった問題意識が中心になって書かれています。

後ほど出てくる環境金融の話題に関しましても、そういう状況認識を前提としまして、環境金融の役割が強くなってきていて、その環境金融の視点で見ると、持続可能な社会の適応力が高い企業を識別することがかなりできるようになってきているので、そういう視点は、他のステークホルダーにとっても重要なものであるといった建てつけになっています。

その下に5つの課題を挙げさせていただいております。これもワーキンググループの中で検討するときには話されていることなのですが、こういう課題が持続可能な社会に向けて環境経営の方向性が転換を始めているときには、重要になってくるだろうということをございます。もちろんこれ以外にもいろいろなものがあるのかもしれませんが、とりたてて、今、大きな動きとなっているもの、今後5年、10年の将来を見越して、意識を高めていかなければいけないのがこういう側面であろうということをございます。

最後のトレードオフの回避などは、今回の震災とそれに引き続く原発の問題などを見ると、やはりマネジメントとは視野が広くないといけないということを我々に痛感させるようなものですので、現在の環境マネジメント自体がこの全体最適化ということを前提に置いて話しているわけではありませんので、そういうところに目を向けていくことが必要だということを書かせていただいております。

それから、24 ページですが、ここは環境経営のプロセスと書いてありますが、要するにPDCAでございまして、リスク評価をした後に、その課題の識別等にステークホルダー・エンゲージメントのプロセスが重要であるということと、課題の決定とその決定を受けて、戦略と計画の立案、そして実行とその結果の分析、それから見直しという、こういうプロセスで環境経営を分解して、それぞれに対応するような情報開示の体制が必要であろうということです。

当然のことながら環境経営と書いてありますけれども、社会的な課題に関しても全く同じように扱われていますし、社会的な課題とそれから環境的な課題が同時に密接な関連性を持って対応されることもありますので、そういうことを含んでいるということをお考えいただきたいと思います。

それから、環境金融に関しましては、これは環境金融報告書が前提に書かれておりまして、それを環境情報開示という枠組みで、いわゆる情動的な手法を使いながら環境金融の役割を促進していくためにはどうしたらいいかという問題意識で書かれているところでございます。

そのようなワーキンググループでの検討結果でございますので、それを踏まえまして、この2章、20 ページから 25 ページまで、それから第3章、26 ページから 29 ページまででございますけれども、これについて皆様にぜひご意見、ご議論をお願いしたいと思えます。

○後藤委員 3章の 26 ページの図ですが、これは環境金融の報告書からとられたということで修正は不可能かもしれません。

○猿田課長補佐 それは違います。

○後藤委員 違いますか。そうであれば、私の方の分科会で話したときに似たような図の中で、資源の流れは一方通行ではなくてリサイクルというものがこれから極めて重要になるので、何らかの形でこの資源の流れで使用後にリサイクルするというような線がどこかに入らないかと思っております。

○上妻委員長 これは、一番上のサプライチェーンの上側とそれから企業に両方入ってくるということですよ。

○後藤委員 そこはお任せします。

○上妻委員長 そうですか。

○後藤委員 とにかく、これだと要するにワンウェイの過去の経済パターンで、循環型社会という意味とは違うと思いますので。

○上妻委員長 わかりました。では、資源の流れに関しては、循環がわかるような形でつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。お願いします。

○古田委員 セクション2番、2章なのですけれども、全体のトーンとしては非常に、20ページ以降ですけれども、違和感なくさっと読めるというか、すごくよくまとめていただいたと思います。

ただ、気になったと言いますか、言葉の使い方の問題なのかもしれませんが、全体として環境経営という形で書かれております。21 ページも環境経営の方向性として、今後は事業経営と一体化させていくのだと、こういう形で書かれていまして、これは全くそのとおりだと思うのですが、一方で 24 ページの環境経営のプロセスといったところでは、事業経営の中に組み込んでやっていくという概念で考えてみると、24 ページのこのプロセスが従来のP D C Aの範囲にとどまっているのではないかと思います。ここで言っている環境経営の概念と 21 ページで言っている環境経営の事業経営の中に組み込んでいくという、こういう意味で使われている環境経営の概念にギャップがあるのではないかと思います。

そういう意味で、環境経営という定義があるのかと思って前を見たら、特に定義をされていないので、多分これを英語にすると、さらにマネジメントということになってしまって、よりわかりにくくなってしまいかもしれませんが、ここで言っている環境経営というものに何種類か出てきてしまっているのではないのだろうか。その辺りの整理をどうしたらいいのか、僕もわからないのですが、しなくてはいけないと感じました。

○上妻委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。恐らく 24 ページの表はおっしゃるとおり、いわゆる環境マネジメントのプロセスが書いてあるのですけれども、ここに戦略というのが4番目に入っています。ここで事業選択との関係に言及したという形にはなっているのですけれども、おっしゃるように全体的に見ると同じ言葉をずっと使

い続けていますので、混乱の原因になると私も思います。

これを書いているときに、環境経営について定義をする、しないというところが当初問題になっておりましたので、23 ページのように、確定的な定義を環境経営という形でつくっていかうということを書いたのですが、この中には当然のことながら大きい意味での事業活動の環境的な側面と、それから純粹に環境マネジメントというものが含まれていまして、この原案の2つぐらい前の段階では、環境配慮行動と環境経営とが混ざって書かれていた時期もありました。ですから、あまりたくさんいろんなものをいろんなところで使うと逆にわかりにくくなるだろう、ということでこれにまとめたのですが、おっしゃるように概念的にはもう少し整理をした方がいいような気がいたします。

ただ、すごく大事なことは何かと言いますと、環境マネジメントのことを考えてやっているわけではないけれども、具体的に環境経営を進めているときの手続のかなりの部分は環境マネジメントなのです。ですから、その辺りのことがありますので、例えば環境経営の24 ページのプロセスのところは、こういう具体的なPDCAについて書かざるを得なくなります。もちろん、この裏に事業戦略との絡み等いろいろあるのですが、むしろそのところはあまり詳しく言及するのはこの報告書の役割ではないのではないかと、いうところで、不明瞭な印象を受けられているのかもしれないと思っています。

どうすればいいのかについては、非常に難しいので、具体的に今即答できないのですが、おっしゃる点はごもっともでございますので、少し熟慮をしまして、事務局ともども修文をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

ほかにいかがでございますでしょうか。では、稲永さん。

○稲永委員 27 ページの下から6行目ぐらいですか。「また、環境問題が重要な成長要因となり得るビジネス環境ではなくて、環境金融が将来毀損リスクに対してより防御的」というふうに書いてあるのですけれども、なかなか頭にすっと入ってこない。もう少しわかりやすくした方がいいという気がします。

○上妻委員長 お答えいただけますか。

○猿田課長補佐 防御的という言葉がわかりづらいというイメージでしょうか。

○稲永委員 そうですね。

○猿田課長補佐 これは毀損リスクに対して、よりリスクを低減するような金融手法であるとか、そういうことでよろしいでしょうか。

○稲永委員 環境がその成長要因になるのですけれども、あるところは環境ビジネスを、

要するにマイナス評価をするというイメージなのです。そういうイメージではなくて。

○猿田課長補佐 そうですね。

○稲永委員 としてはそういう意味なのですか。

○猿田課長補佐 マイナス評価では、基本的に。

○稲永委員 要するに、環境配慮製品とかいろいろなものをつくったり、そういうものに積極的に投資をしている部分、金融ではそれはマイナス評価をしようとしているのですか。

○猿田課長補佐 どちらかというところ、そのチャンスとリスクといったところの2つの要因の中から、リスクといったところに、より特徴があらわされるのではないかとということで、こういう表現をとりあえずしています。リスクに対しては非常に保守的というか、防衛的と言ったら表現がよろしくないかもしれないのですけれども、非常にリスクがないということをしつかりと見た上で、投融資の判断をしていくのでないかということで、こういう表現になっています。

○上妻委員長 予防的ならどうでしょうか、防衛的ではなくて。

○稲永委員 皆さんがわかるのであれば全く私は構わないのですけれども。

○上妻委員長 あまり防衛的という表現は使わないのだと思うのですけれども、どうでしょうか。では、こちらの方で相談して修文させていただくということによろしいですか。

○稲永委員 よろしくお願ひします。

○上妻委員長 今、何人かの方に名札を挙げていただいているのですけれども、國部委員、富田委員、加藤委員の順でお話をいただきたいと思います。

○國部委員 まとめて3つほど指摘させていただくと、22 ページのところなのですが、1、2、3、4、5とあって、4と5が部分的に重なっているように内容的には読めてしまいます。トレードオフ回避のための全体最適化というのは、バリューチェーンマネジメントの一環ではないのかと理解できるのです。もし、それが違うのであれば、違いを明確にさせていただければと思います。この全体最適化の全体が何なのか。もし、これがバリューチェーン全体であれば、バリューチェーンマネジメントと非常によく似たことになってしまうのではないかというのが懸念の1つです。

それから、23 ページのこの図の3の意味が、これは企業が大きくなっていくということなのでしょう。説明がないので理解しにくいということと、その図の3の下の短期的便益、中長期的便益と、「便益」という言葉が使われているのですが、「便益」の意味がわかりにくいので、直接的に「利益」等の方がわかりやすいのではないかと思います。

それから、27 ページの図の6も何をイメージされているのかが文章中でも明確に書かれていないようですし、この図そのものが、何か枠が入ったように見にくいのですけれども、枠をとってみると、円柱形になっていて上に環境と社会があって、真ん中が経済とガバナンスになっている。この意味されていることがどういうことなのかわかりにくい、その3つを指摘させていただきました。

○上妻委員長 最初の22 ページのところで、4と5の関係ですけれども、おっしゃるとおりだとは思いますが。ただ、意図するところは、そのバリューチェーンマネジメントが、基本的には環境経営にすごく重要なポジションを占めてきているというところと、それからトレードオフ問題は別だろうという。もちろんサプライチェーン全体を対象として考えなければいけないのですけれども、問題があまりにも大き過ぎるので、そこをフォーカスしたくてこれだけ独立させていただきました。

したがって、両方ともバリューチェーンマネジメントのことなのですが、バリューマネジメントの重要性が4で、5がそれについて特に留意しなければいけない点ということで書いておりますので、それがわかるような形で修文をさせていただきたいと思います。

それから、図3については、確かにその文言や関係というのは熟慮の余地が随分あると思いますので、これについても教えてください。

○猿田課長補佐 企業が大きくなると、環境経営という環境配慮行動自体がだんだんと広がっていくようなイメージにしたかったのだと。

○國部委員 大きなものの中に入っているから企業が小さくなっているようにも見えますよね。説明していただいたらいいですよ、意味として。

○上妻委員長 図の説明を全般に加えていきます。それから3番目の図3についても、ご説明をお願いします。27 ページです。

○猿田課長補佐 図6のところは、これも環境経営のところのイメージをわかりやすくということで、短期的な視点に基づく企業評価とか中長期的な戦略に基づく企業評価というイメージが伝わればということで、このような図にしてみました。先ほどのご説明を単純にしているような、例えば第3段落目にあるような、経済活動を主軸とする中長期的な視点の中で、環境や社会というものが組み込まれて評価をしているといったことをイメージであらわしたかったので、このような形にしたものでございます。

○國部委員 これは、短期的視点で必要な情報から中長期的戦略としての情報が広がるということなのですか。



○猿田課長補佐 イメージで書きたかったのは、短期的なところでは確実性の高いところをまずは見ていこうと思っている。それと中長期的な視点であれば、もう少し不確実なところにも広げて企業全体をしっかりと見ていこうということではないかと思います。

○上妻委員長 補足させていただきます。要するによく言われるところの短期的な企業の課題として、短期的な利益の追求ではなくて、長期的なもっとトータルな持続可能性の追求のほうにだんだんシフトしてきているということであらわしたかったのだと思うのですが、実はもう最近ではサステナビリティ課題自体も短期的な課題を随分抱えてきており、例えば、経済的な問題も両方とも含めて、出てきたディスカッションペーパー等では、短期、中期、長期と言っているのです。

要するにタイムラインが大変広がっているので、それを図示するのは大変難しいのです。ですから、これももう少しそのような現況といいますか、このもともとの図をつくったときの趣旨がわかるように検討させていただいて、作り直させていただきたいと思えます。

それでは、富田委員お願いいたします。

○富田委員 2つありますが、1点目は先ほど古田委員からご指摘があった環境経営の概念にあたると思うのですが、23 ページの上のほうの箱に入っている提示があって、特に気になるのは、これだとリスク管理と成長機会を同時に実現すると書いてあるのですが、ぱっとこれだけ読むと、おそらくこれはリスクと同時に、という意味で書いてあるのだと思いますが、リスク管理という言葉だけを読むと、その負荷削減のようなものが含まれているのかがわかりにくいというのが個人的な印象で、どうしても事故防止やそのように読めてしまう気がしますので、文言としては負荷削減といったことを入れて、プラスリスク管理で成長機会というフレーズを入れた方がいいのではないかというのが、まず1点です。

あと非常に厄介なのは、この終わりのところは同時に実現すると書いてあって、確かに理想論としては先ほどリスク面と、オポチュニティに両面できるのが理想、確かに目指すべきなのかもしれないのですが、本当にこれはかなり業種による依存性もあります。いい例かわかりませんが、例えば製薬会社さんというのは、環境面でどういう成長機会があるのか、ぱっと見には思いつかないのですね。恐らくまじめに負荷削減や、リスク管理ということは絶対にされると思うのですが、成長機会というのは本当にあらゆる業種に役立つのかどうかというのは、個人的には疑問のところもあるので、これは環境経営の必要条件の十分条件ではないですが、恐らく前者の方は間違いなくどの業種にも当てはまって、絶

対これはないとこの関係は言えないと思うのですが、本当に後者のほうが供用するといえますか、入れ込んでいいものかというところは私個人的には疑問が残るので、そこをどう処理できるのかなというのは1つ考えた方がいいのかと思います。同時にすると、なかなか本当の意味での環境経営ができる会社が、かなり限られてしまうのではないかと思います。

その観点からすると、24 ページの先ほど古田委員からご指摘のあった、これはまさしく、渾然一体的なプロセスで書いてあるので、この部分は、ある意味で最小限、必要条件として間違いなく必要なところなので、これは別に変える必要はないと思います。もし、これをAとB等にするのであれば、これに加えて事業戦略上の成長機会として、何か新しい環境ビジネスを模索するみたいなものを別立てで入れていくことによって、その重みづけも見せられるし、このプロセスの中にオポチュニティなものをまいていただく、そういうやり方があると感じました。

○上妻委員長 ありがとうございます。最初の 23 ページの点ですけれども、リスク管理に関しましては、言葉の使い方が難しいと思います。単にその環境負荷削減だけではない場合もあるので、その辺りも時間をかけて考えないとよくわからないので、相談して修文したいと思います。

それから、同時に実現するというのも、これも非常に悩ましいことでもございまして、実は、産業によっても違うし、産業の中の企業の規模によっても違うし、事業形態によっても違う。つまり、ばらばらなのです。例えば3年ぐらいの時間の流れを考えると、その大きな流れの中の先のほうに行っているところもあれば、後ろのほうに行っているところもあって、一体どこにフォーカスして書けば最も適切なのかということが大きな問題になるのだと思うのですが、できればその全体の方向性を書きたかったということでもございます。

同時に実現するというのは、これが義務だというわけではなくて、持続可能な社会に移行するようになれば、持続可能な消費に関するマーケットができていきますから、そうなってくるとそういう製品群をつくるなり、もしくはそういうサービスをつくり出していかなければ事業活動もだんだん成り立たなくなってきました。そういう流れだということがわかるように書きたかったということです。ただ、これは恐らく要約してエッセンスだけ書いているので、わかりにくくなっているのだと思いますけれども、この文章も少し修文して、十分に考えが反映できるかどうかわかりませんが、努力をさせていただきたいと思います。

それから、24 ページのところ、もう少し戦略との関係がこの中に項目としてできるようにということでございますので、それについても入れられるか、もしくはこの部分の扱いをもう少し縮小するなり何なり、全体としてのバランスがとれるように考えていきたいと思えます。すみません、事務局のほうメモをよろしくお願ひしますね、課題がたくさんあるので。よろしいでしょうか。

○富田委員 もう一点小さいところで 26 ページの 1 行目、環境金融のところ、(a)と(b)が出てきて、(b)には「例えば環境格付融資や個人投資家による R e s p o n s i b l e I n v e s t m e n t などが挙げられる」という表現があるのですが、読み方によっては環境金融が上位概念のように受け取れます。この業種の方からご意見を伺いたいのですけれども、どちらかという R e s p o n s i b l e I n v e s t m e n t の一部に、このような環境投資の(a)に反映、もしくは(b)に当たる部分が入っているという位置づけで、主従逆転の表現ではないのかと思えます。書くのであれば、「などが挙げられる」が表現としては正しいのかな、という気がいたしました。

○上妻委員長 これは、どうしますか。

○猿田課長補佐 検討。

○上妻委員長 検討ですか。専門委員からご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○加藤委員 ご指摘のとおり、責任投資は幅広い概念であるという理解を持っておりますので、その中にいろいろなやり方があります。具体的には、ここに書かれているようなものがあるという形の方がよろしいのではないかと考えております。

○上妻委員長 専門ではないのですが、環境の社会的な側面も含めて、今のような社会がどんどん進展していくとビジネスとの一体化が著しく強くなっていくので、金融の役割自体も、責任投資という概念から離れて、メインストリームでビジネスをしていること自体が、環境に優しい企業にお金が流れるようにするという方向にだんだん行くのではないのかと思っているのですが、そういう認識は正しくないでしょうか。

○菊池委員 まさに上妻先生がおっしゃったとおりで、今の S R I ファンドの流れを考えますと、対極ではありませんが、メインストリームといわれる、いわゆる通常の運用をしているファンドがあります。そのコンバーチ、同じような流れの中に入っていくということが我々の業界の中ではできまして、その背景はまさに先生もご指摘になったとおり、一般のファンドでも、E S G と我々業界のほうでは一般的に言いますけれども、そういった

ファクターをきっちり見て企業評価をしないと、正しい評価にならないのではないかと  
いう流れが一方でありますので、その時間軸の問題になりますか。ご指摘のとおりの流れと  
いうのは、本当におっしゃるとおりではないかと思えます。

○後藤委員 責任投資、P R Iでそういう大きな流れだろうということについて別に否定  
するつもりはないのですが、日本の金融機関がP R Iにサインしている率は極めて低い  
が実態です。その大きな流れの方向性の個々をとって文章を書くのか、現在のことでこう  
いうことを書くのかという意味でいうと、ようやく地銀等で環境格付を始めたりしている  
中で、やはり社会的責任投資とは今のところ少し分かれているわけですね。ですから、  
ものすごく大きな流れでおっしゃっていることについて否定するつもりはないのですが、  
それが日本の金融の実態かという、正直言って全く違うのが現状で、そうであれば、こ  
のレポートの書き方は違うのではないかと私は思います。

○上妻委員長 わかりました。ご意見よくわかりました。

ほかの部分についてもほとんど同じ状況で、今、とても大きな力でいろんなものが動い  
ていて、そのダイナミックな状況を報告書に写しとるのが非常に困難な状況になっていま  
す。いずれにしても、全体的な 10 年後の方向性というのを書き込みながら、現状がわか  
るように、全体的に調整をさせていただきたいと思えます。最終的につくりましたものを  
皆さんのところにお返ししますので、その点につきましてもご配慮いただいて、見ていた  
だきたいと思えます。

では、お待たせしました、加藤委員、よろしくお願ひいたします。

○加藤委員 ありがとうございます。3点ほどございまして、1点目は、目指すべき環境  
経営像とプロセスのつながりのところでございます。富田委員のご指摘にも関連すると思  
いますけれども、目指すべき環境経営像では、リスク管理と成長機会の獲得の両面が指摘  
されております。一方、プロセスのほうでは、バリューチェーン全体というスタート地点  
からいろいろ落としていくということで、このステップ自体はまさにこのとおりと思いま  
すが、環境負荷依存度について、環境負荷というリスク管理の色彩が強いかと考えます。  
オポチュニティサイドのほうをどのようにプロセスの中で取り組んでいくのかといった点  
があるかと存じます。

2点目は、27 ページでございます。中段より少し下のところで、「つまり」から始ま  
る段落がございまして、ここでの目線は時間軸です。最初の1行目で「中長期的に効果が発  
現される」。2行目で「短期的に予期せぬリスク」とあり、その後の中長期、短期と来て、

3行目のところでは、「中長期的な視点による企業評価」ということで、軸が中長期的なのか短期的なのが見えにくくなってしまいう点でございます。ついては、3行目の中長期的な視点による企業価値評価の、この「中長期的な」を取ってしまうというのも1つではないかと思った次第でございます。

3点目が28ページ、次のページでございますけれども、1段落目の下から2行目の最後の方からです。財務分析やバリエーションに係る定型的な手法とありまして、確かに定型的な手法はあると思います。一方で、実際には運用期間、投資家によって使っている手法も異なるという現状もありますので、「定型的」といった言葉が少し限定的な表現であり、運用の実情と乖離してしまうのではないかと思った次第でございます。

○上妻委員長 定型的な手法というところですが。

○猿田課長補佐 そうですね、これも環境情報が、いわゆるいろいろな非財務情報を取り込んでいないものとの比較というもので、わかりやすい言葉に直していこうと思います。量だけでは恐らくないとは思いますが、財務情報と言われるものとそうではない非財務情報というものを、しっかりと補完的な情報としてやっているということもわかるような表現を考えたいと思います。

○上妻委員長 恐らく、定量的な手法を中心とした伝統的な評価指標ということだと思いますけれども、少し修文させていただきます。

それから2点目の27ページのところに戻っていきますが、「中長期の」というところを取った方がいいというご指摘ですけれども、そのように修文させていただきたいと思えます。

それから、24ページのところなのですが、これに関しましては、先ほど来申し上げておりますけれども、ビジネスの本業の部分で環境や社会についての関わり合いが強くなり、それがビジネスの主たる目的になってしまう状況だと、計画して取り組む必要は、少なくとも環境マネジメントなり環境経営という側面からは必要ないのではないのかという判断です。つまり、お金もうけをするためにやっていたら当然やることであって、ですから、その機会に対する取り組みというのはそちらの方向にいかなければならないという構図ではなく、必然的に行くだろうということです。その辺りがリスクの問題と違ってくるということですので、その取り扱いがわかるように、どこかに修文させていただきたいと思えます。

それでは、魚住委員と佐藤委員の順でお願いします。

○魚住委員 富田委員、加藤委員も少し触れられたところですが、23 ページの上の括弧書きの「リスク管理と成長機会の獲得を同時に実現する」、言葉の意味としては今まで指摘されたとおりですけれども、このリスク管理の中の環境負荷、こちらのほうの観点で環境負荷を低減させる。成長機会の獲得についてもWBCSDのクリーナープロダクションの考え方、つまり、環境負荷というのは、廃棄物も含めての環境負荷というのが一般的で、投入した資源・エネルギー、それが有効に利用されなかったものが環境負荷だという観点で、それを極論すれば、100%有効活用すれば、環境負荷はゼロになってすべて製品になると。そうするとコスト低減と環境負荷ゼロが実現するというのであれば、その環境負荷低減とコスト低減による成長機会といった、大変限定的な場面ですが、同時実現も可能という考え方も、1つの局面だけで見ればあり得ると思いました。

○上妻委員長 ありがとうございます。認識は同じでございます。ただ、表現をするときに、全体像を見るのか、部分を見ていくのか、もしくは時間の流れをどうとらえるのかという、これまで申し上げた問題が残っておりますので、ここにつきましては、皆さんからご指摘をいただいておりますので、文言自体を全部見直してみたいと思っています。

では、次、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 今回の地震と原発事故を見ると、環境情報の開示については、適時開示という考え方、つまり突発事故のときにそれに対応してタイムリーに情報を出すことが必要だと思います。次年度の報告書に事故情報や事故対応を含めて開示することも可能ですが、それ以外の方法でもタイムリーさというものが欠けているのではないかと思います。どこかで中間報告に入れていただきたいという気がします。

それから、このページの中では20 ページで、「今後10年間に生じた社会変化」が記載されていますが、これは、書いているときにはあのような事故があると思っていませんでしたので、この中に、このほかに突発的な天災や事故によって急激な社会変化が起きることがある。そういうこともあり得るということが、まずここに書いてあるべきだと思います。

そして21 ページのところの①経営者の強力なリーダーシップについては、この中に想定されたことにだけでなく、非常時の事故対応としても非常に強いリーダーシップが必要だということをぜひ入れていただきたいと思います。

それから、23 ページですね。目指すべき環境経営像も、これも想定の中での環境経営としか入っていないので、これに加えて急激な社会変化に対応した環境経営というものも

同時に念頭に置いておいてほしい。想定外だとかそういう言葉が繰り返されるような環境経営というのは大変残念ですので。

それから、環境経営のプロセス（４）です。これも、P D C Aを回すときに、常に新規の情報をP D C Aに速やかに取り組むといえますか、そういう側面が必要だと思います。従来の課題の持ち越しという、そういう非常に閉ざされたP D C Aのイメージがありますので、そこを配慮していただきたいと思います。

それから 27 ページですが、環境金融の方向性についてもダイナミズムといえますか、いろいろな社会変化が起きたときに、そういう社会変化や新しい情報をダイナミックに環境金融の中に取り入れていただくことが、ポジティブな意味でもネガティブな面でも、新しい社会のニーズにこたえていくと思いますので、そういう常に新しいニーズをきちんと踏まえて社会に貢献していく、ということが書いてあるといいと思います。

以上です。

○上妻委員長 わかりました。すべて事業環境の急変に対する対応というテーマでございますけれども、それについては、恐らくどこかでワンセクション設けて前の方に書き、それと整合的な形でほかのところを修文していきたいと思います。

ただ、幾つか懸念しているところは、適時開示は今回のような問題に関していうと、例えば財務諸表のような企業内容開示制度の主たる領域であって、本来はあそこですぐに行われるべきだろうと思うのです。もちろん環境報告に関しましても、タイムリーということは開示原則として語られていますが、ご存じのように環境情報の取りまとめと開示に至るプロセスは、かなり時間がかかってなかなかうまくできないものです。特に原発事故のようなときに、それが環境マネジメントのセクションの管轄なのかどうかというのも、私、わからないのですけれども、いずれにしても重要なことですので、総論として最初に指摘をさせていただいて、関連の箇所については言及する形にさせていただきたいと思います。

それから、その急激な事業環境の変化について、今後 10 年間に想定される社会変化のところに加えるというのは、まさしく必要になってくる場所ですので、ぜひそうさせていただきたいと思います。当初 3 月 14 日に検討会を開くことになっていたために、ここが直っていなかったのだと思うのですが、重要な点ですので加えさせていただきたいと思います。

それから、リーダーシップについてのご指摘もそのとおりでございますので、それも加

えたいと思います。

それから、P D C Aに急激な事業環境の変化に対して対応するところを加えるべきだということですが、恐らくは⑥の見直しに入れるか、④の戦略と計画の立案のところに、重要な変化があった場合に修正ができるようにしておく、といったことも加えるべきだと思います。そうでなければ、1年間経たないと見直さないことになってしまいますので、その辺りがわかるように加えたいと思います。

それから、27 ページについてもご指摘のとおりでございますので、修文をさせていただきたいと思います。

それでは、次に、菊池委員、それから、竹ヶ原委員の順でお願いしたいと思います。

○菊池委員 時間も限られていますので1点だけ。

27 ページの図6ですけれども、この円柱型の順番を、見直した方がいいかと思っています。結果としてこの順番ならこの順番でもいいのですが、企業評価を考える場によく出る図としては、社会や環境といったものが下にあって、業績、経済が上の方にある図が、よく出されることがあります。そういったものが一種の核構造的になって、企業行動の中から業績が表面化してくるその一部、氷山の一角のようなものであると。一般的な説明もよく出されるのですけれども、そういった議論になじんでいる者にとっては、この順番に違和感を覚える危険性もあります。こういった順番なら、その説明書きを入れるか、あるいはこの3つの順番を変えて書き直すか、どちらかを検討いただければと思います。

○上妻委員長 ありがとうございます。

恐らくこの図の意図は、経済活動が企業活動の中心であり、その経済活動の根底にはガバナンスがないといけない。それから、経済活動のそのフロンティアの部分に、環境や社会といったところの課題があり、それがだんだん広がってきていて、相互にこのボーダーが薄くなってきているというイメージなのだと思います。いかんせん説明がないので、先ほど申し上げたように、もう少し丁寧に、それぞれの図に加えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、竹ヶ原委員、それから魚住委員の順でお願いします。

○竹ヶ原委員 さっき議論のあった26 ページのところについて、私も専門委員会のメンバーだったので事務局をフォローさせていただくと、中間報告に出ていた環境金融の定義自体、この(a) (b)のカテゴリーなのですね。恐らくこれを準用されているので仕方がないと思っているのですが、中間報告の定義で上位概念として掲げているのは、あくま



で「金融市場の価格調整メカニズムを使って、環境対策を促していきましょう。それを環境金融と呼びましょう」という点だけなのです。今問題になっているのは、責任投資という概念を、ワンオブゼムのような例で挙げてしまっているここの表記かと思います。ここを修正された方が、趣旨は伝わるというのは先程の議論のとおりだと思います。

もう1つ、先程ご指摘のあった短期的視点と中長期的視点というあたりについては私も違和感があって、恐らく、この辺りはリスクの議論とも重なるのですが、要は財務情報で見られる見かけのキャッシュフローや割引率を、非財務情報で補正して見ていきましょう。そこに真の企業価値なりプロジェクトの価値が見えますね、というのが、恐らく環境金融の本質だと思うのです。

であれば、この短期的視点、恐らくこれは視野を示していると思うのですが、専ら真ん中の水色の経済、つまり財務データですか、財務情報を中心にしているものを、もう少し非財務情報で補正をかけていきましょうということがこの絵の趣旨だとしたら、これは短期とか中長期といった期間の話ではなくて、むしろ視野に入れる情報の量というか、質なのかという気がするのですね。この表記はご検討いただけたらと思います。

あと最後、お願いなのですが、この環境金融のいきさつの表記全体に言えるのですが、やや、「もう環境金融というカテゴリーはしっかりでき上がっていて、企業の情報開示の方がまだ足りないから」というトーンに見えるのですが、決してそのようなことはなく、むしろしっかりした企業の環境情報を金融サイドがまだ消化し切れていないという現実もあります。ですから、例えばこれは双方向であるべきなので、環境情報に対する金融サイドのリテラシーも上げていけ、それが双方向でスパイラルに上がっていけば恐らくいい方向に行くのだというトーンで、少し書いていただけるとありがたいと思います。少なくとも、それをなりわいとしている人間としては、それが現実かと思います。

○上妻委員長 わかりました。では、そのとおりに書かせていただきたいと思います。

26 ページのところに関しましては、熟読しまして、その趣旨がちゃんと反映できるように修文をさせていただきたいと思います。

それから、再三ご指摘いただいている 27 ページの図に関しては、この図の意図も含めて、よく考えていただきたいと思います。恐らくこの図を見る人が、それぞれの立場によって全く違うものをイメージしている可能性がありますし、その説明がないということもありますので、これについては根本的に修正させていただきたいと思います。

それでは、魚住委員お願いします。

○魚住委員 佐藤委員がおっしゃられた事故やそのようなときのリスクに関するもので、環境負荷というフローの概念であり、事故等のときはストックの方が大変大きな影響を及ぼします。ですから、ストック情報がもっともっと大事になるのではないかと。P R T R法でもストックの情報は開示されていないですよ、あくまでフローの情報のみで。これからは、事故やそういったことを想定すれば、ストックの情報をもっと開示させるようにした方がいいのではないかと思います。

環境省と管轄は違うのかもしれませんが、放射性物質、そういうものを結構扱っている会社があります。原発と比べれば微々たるものですが、ただ、I S Oの審査機関などが重要な環境側面に入れたりするように指導したりしますが、やはり管轄が違って、そういう情報も含めて、枝葉になり過ぎるかもわかりませんが、環境負荷といえばフローだけになるので、やはり事故を考えるならストック情報も一緒に考えていただけたらと思います。

○上妻委員長 ストックの場合には、危険性のあるもの、もしくは有害性の高いものについてのストック情報ですね。

○魚住委員 そういうことです。

○上妻委員長 わかりました。これは、ガイドラインの改訂のときの論点についても関係が出てくると思いますので、考えさせていただいて、どこに入れるのかを考えながら修文させていただきたいと思います。

時間がかかり押してしまして、この部分についてはここで終わらせていただきたいと思っています。

5分間休憩とさせていただきます。

〔休憩〕

○上妻委員長 それでは、再開させていただきます。

引き続きまして、第4章のところでございます。企業の環境情報開示のあり方、ガイドラインを改訂することになったときの論点について大まかに取りまとめているところでございます。環境省からご説明をお願いいたします。

○猿田課長補佐 それでは30ページ、第4章をご説明いたします。

まず、(1)の環境情報開示の目的でございます。基本的には環境報告ガイドラインに沿って記載しているということで、第1段落目の下の方の文章で、アカウントビリティ、説明責任ということと、ステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供するといったこ

と、そして環境コミュニケーションを促進するといったことの目的があるということに記載しております。

それから第2段落目でございますが、環境報告の情報利用者であるステークホルダーというものがさまざまな主体に及ぶということと、そのため、環境報告に際しては、一番下のところですが、ステークホルダー・エンゲージメント等によって情報ニーズを把握して、企業が主体的にそれらの重要性の程度を判別して開示情報を決定するのが一般的であるといった現状の説明にしております。

それから、最近の動向を踏まえまして、各ステークホルダーの情報ニーズといったところを、簡単に記載しております。例えば消費者であれば、恐らく製品単位の情報というものをより重視するということではございますが、より環境意識が高まることによって、企業への評価も消費選択の判断要素に組み込まれる可能性があるといった点や、取引先に関して言えば、バリューチェーン全体にわたって環境情報を管理することが必要になってくるといったことや、次の31ページでは行政のところも書いているのですけれども、行政に関しては、法令遵守のためのガバナンス体制や、環境配慮行動も含めた全社的な環境情報が必要であるといったことや、環境NGO等に関しては、特に欧米を中心に、企業への環境配慮行動の監視が活発化してきているといった動向を触れております。

最後の段落で、「しかし、環境問題の深刻化によって、だれが重要な情報利用者かを特定するようなターゲット設定を過度に行わない方が、むしろ適切な場合もある。環境問題が深刻化すれば、社会全体が事業活動に伴う環境負荷の全容と企業の環境配慮行動に強い関心を持つようになり、環境報告に対する社会的な要請が強くなるからである。そうした状況では、環境報告のターゲットとして「社会」の位置づけが相対的に高くなるので、特定のステークホルダーを想定するよりも、社会的な関心度の高い情報をバランスよく取り上げるほうが適合性の高い報告になると考えられる」と書いております。

それから32ページ目、(2) 有用な環境情報の質的特性でございます。これは既存の環境報告ガイドラインや財務報告の概念フレームワークといったものを参考に書いているものでございます。有用な環境情報の質的特性としては、基本的な質的特性と補完的な特性というものがございまして、基本的な質的特性には、目的適合性と表現の忠実性といったものがあると。目的適合性は、利用者の意思決定目的に適合していること、目的に適合する情報から重要なものを特定して開示することを、表現の忠実性に関しては、完全性、中立性、無誤謬性といった3つの特性を持ち合わせていることを説明しております。

それから、補完的な質的特性は、比較容易性、理解容易性、検証可能性、適時性の4つでございます。特に、比較容易性と理解容易性といったものが、この中でも重要になるといったことを、下のところの文章で書いております。

それから(3)開示情報の決定プロセスと開示統制では、次の33ページで概念図を描いているのですが、最初に書いてあった環境経営のプロセスの中から、そういう環境情報全体の中から、どの情報を開示するかということを経営者が特定していくといったプロセスが必要になると、それは重要性の観点から特定していくといったことが考えられるのであろう、というところです。特に経営上の重要課題に関する環境情報は、必ず開示すべき項目に当たるといったことを、第1段落目の下の文章に書いております。

そして、第2段落目におきましては、この目的適合性を備えるためには、ステークホルダー・エンゲージメントが重要になってくるといったことや、最後の文章では、コスト・ベネフィットを勘案し、最終的には経営者が開示情報を決定するといったことを書いております。

それから、次の段落で、「なお、開示された情報の質を確保するためには、環境経営のガバナンスとはほかに開示統制が必要になる」といったことも記載しております。

(4)でございます。開示要素と開示内容ですが、34ページの表のところをごらんいただけますでしょうか。開示要素といたしましては、以下のような項目が考えられます。基本的要件は、「開示対象範囲等の基本となる開示の方針を示す」。環境方針としては、「経営者の環境経営に関する考えや基本となる方針を示す」。また、コーポレートガバナンスは、「環境経営に係るガバナンスを全社のガバナンスと関連づけて内容を示す」ということで、環境配慮行動を推進する体制とその責任・権限の内容であるとか、環境リスク管理といったものを書いていくのであろうと。

それから、中長期ビジョン・目標という点に関しては、「経営者が考える環境経営の方向性を中長期ビジョンの目標に関して示す」ということで、この5つにあるような項目を書いていくと考えられます。それから、その中長期ビジョン・目標を達成するための戦略と行動計画といった点について触れていき、そして、その結果、パフォーマンス・分析及び評価というところでは、行動計画に沿った実行状況や、その実行した結果、そして結果に関する経営者の分析及び評価というものを出していくと。そして、それを最後に、次年度以降の取り組み・目標の内容に反映させていくといった内容になっております。

35ページでございます。(5)の開示に当たって考慮すべき事項でございます。一応、

最初の段落で、開示された情報が適切であって、情報をもとに環境経営の度合い、厚みや広さという、先ほどの環境経営の発展モデルのようなイメージで書いているのですが、そういうものがしっかりと情報利用者が評価できるものであるといったことや、そのためには、有用な環境情報の開示において、情報利用者が環境経営の範囲や取り組み内容を比較的容易に判別できることが求められるということで、今回の比較容易性とか、その辺りの課題に対してしっかり考慮していただければ、ということで書いております。

また、金融の視点を織り込みながらということで、どういう点を考慮するかということもその下のところで書いてあります。例えば、過去から将来にわたる環境経営の方向性や経営者の考えが伝わるとか、環境配慮行動の戦略的な位置づけがわかるといったことを触れております。その説明は割愛させていただきます。

あと（６）でございますが、定量情報と記述情報ということで、「企業の環境配慮行動の状況を客観的に把握し、企業を適正に評価するために、定量情報は特に重要である。また、環境活動に起因する重要な環境負荷の全体像を理解するためには、絶対量は不可欠である。さらに、企業の環境技術の水準や将来リスクや収益獲得機会を予測するためには、単位当たり負荷量というものが有用となる」としております。

そして、企業の環境経営の全容をわかりやすく伝えるために、適切なKPIを経営者は設定する必要があるといったこと、ただし、KPIなどの定量情報のみではなく、記述情報と関連づけて基となる経営者の考えや定量情報の背景も含めて開示する必要がある、ということにしております。

続きまして、（７）環境リスク管理の状況でございますが、「企業は事業の継続性を確保するために、環境法令等の遵守はもちろんのこと、環境法令等に記載されていないことも、環境にかかわる社会動向や、発生し得る環境問題に起因するビジネスリスクに対して予防的に対応しておく必要がある。また、事業の継続性を情報利用者が評価するため、もしくはステークホルダーがリスク対応状況の十分性を評価して、自らへの影響を予測するために、企業は環境リスク管理の状況を適切に開示する必要がある」と、非常に重要性も高いということで別出しして記載しております。

それから（８）でございますが、論点と今後の検討すべき事項といたしまして、開示順序ということを今回は挙げさせていただいております。開示順序が、①から⑥といった感じで統一されることによって、環境報告における記載箇所が明確となり、よりわかりやすいものになっていくのではないかとということで記載しております。

最後の文章は、こういう項目にプラスしてエグゼクティブサマリーを前段のほうで記載することが望ましいのではないか、ということです。

それから、4つ目にあるK P Iの時系列一覧というものを次から説明しております。企業が設定したK P Iの時系列一覧というものを作成することが非常にわかりやすいのではないかと、過去から現在、そして将来にわたっての環境経営の方向性が視覚的にわかるようになるということで、例示ではございますが、参考資料の7として、設定したK P Iの時系列、大体5年分ぐらいのものがわかる表をつけております。

それから37ページ、個別環境配慮事項の重要課題一覧というものも作成して、例示でつけております。参考資料の8になりますが、そういう重要課題に関する環境配慮行動の全容がわかるように、一覧として作成して開示することが、一目で会社のやっていることがわかるので、非常によいのではないかといいことで、挙げさせていただいております。それから、それについての注記事項も考えられるということで、①から⑤に関するようなことを挙げさせていただいております。例えば、K P Iの算定基準やバウンダリなどの補足説明、セグメント情報といったものが考えられるだろうということで挙げております。

それから、環境配慮事項の詳細説明としまして、以下のような内容が考えられるといったことで、重要事項で挙げたことのより詳細な説明や、定量情報をより細分化した内容、個々のステークホルダーの情報ニーズに対応した環境情報、それから開示情報の決定プロセスに関する事項、ステークホルダーとのコミュニケーションに関する事項、技術開発の状況や環境配慮製品等の詳細、それから環境負債、環境関連資産の性能等の補足情報、認識された将来リスクの詳細説明といったことを挙げております。

「なお」としまして、製品単位や工場、事業所ごとの環境負荷のより詳細な定量データ、または、その生物多様性に関連するような案件別データといったものなどは、場合によってはデータ集などに開示されることが望ましいのではないかとしております。

それから、比較容易性に関しては、これはご議論もいろいろありまして、困難であるとか、それから定量情報だけでは誤解が起きる可能性があるといった問題もございますが、より有用な情報とするためには、必要不可欠な補完的質的特性であるので、でき得る限り確保しなければならないと考えております。

38ページの2段落目では、先ほどご説明した開示順序や、K P Iの時系列一覧、重要事項の一覧といったものを開示していくことで、そういうところに開示方法を収れんしていくことで、直接的ではないにせよ、比較容易性といったものが図られていく効果も期待

できるのではないか。そのため、比較容易性の限界も認識した上で、その比較容易性を高められる開示方法というものは今後とも検討していく必要がある、と考えております。

それからバリューチェーンでございますが、現在、検討が進められているということでございますので、国際的な議論の動向を見ながら、我が国としても算定基準や開示方法を確立していく必要がある、としております。

そして、適時性に関しては、今、通常は年に1回行われているということで、動向としては開示の早期化ということもありますということや、2段落目では、事業年度の途中において、新たな重要課題が発生したり、認識していた重要課題に変更が生じたり、また、前提が大きく変わったりといったこともございますので、そのような場合には、正確かつ迅速な開示が求められていくだろうと。適時性に関しても、今後、検討していく必要がある、としております。

それから、開示媒体に関しては、現行は限られておりません。紙とPDF、Webなどございますが、それぞれ利点と欠点があるということでございますので、適切な媒体を決定していく必要がありますが、一番下のところで、重要課題に関しては報告書形式の開示であることが求められるのではないかと、ということで記載しております。

そして最後になりますが、39 ページで開示情報の信頼性として、3行目辺りで、誤謬が生じる可能性や虚偽表示リスクがある場合には、独立した第三者による検証・保証も社会ニーズとして求められていくだろうといったことや、独立した第三者の検証・保証レベルや手法等の検討も引き続き実施していく必要がある、としております。

以上でございます。

○上妻委員長 ありがとうございます。

ここは、私のワーキンググループで検討しているところでございますので、補足させていただきたいと思っております。実は、このまとまった形の報告案について検討をする時間がなく、ほとんど断片的な話しかしていないのですが、それを要約いたしました。

32 ページをごらんいただきたいのですが、ここに有用な環境情報の質的特性とありますが、これは開示原則です。報告書を作成するに当たって、どういう原則に依拠しながらつくらなければいけないかということでございますけれども、ガイドラインや概念フレームワークを参考にすると書いてありますが、ここに書いてあるものは、企業会計で言うところの概念フレームワーク、国際会計基準委員会と、それからアメリカのFASBがつくっている2010年版の概念フレームワークをとって書いてあります。

この中にサステナビリティ報告もしくは環境報告にとって重要な、重要性の問題、いわゆるマテリアリティの問題が出てくるのですが、マテリアリティについてはここに入れてありません。次の 33 ページのところには、重要性という形でマテリアリティの問題が出てきていますが、実は、先ほども申し上げましたけれども、企業会計で言うところの重要性の考え方と、サステナビリティ報告で言うところのマテリアリティとはかなり違いがあり、概念フレームワークが変わったことによって、その調整がまだ全くできていないので、これは完全に検討課題とお考えいただきたいと思います。

それから、34 ページの開示要素のところの中長期ビジョンですけれども、これも先ほど申し上げましたが、実は中長期ではなくて、短・中・長期、いわゆるかなり長いタイムラインの中で短期的な課題、中期的な課題、長期的な課題があって、それぞれトータルに考えていかなければいけないという考え方ですので、その辺りが少し反映できるように、この辺りは拡充が必要だというのが結論でございます。

それから 35 ページの K P I 管理ですが、2007 年版の環境報告ガイドラインには K P I という言葉は出てきません。実は、K P I 管理は非常に重要な概念ですが、日本の報告書を見る限り、K P I 管理が意識されている例というのはあまり多くありません。その辺りについては、実態がそうなのではないのか、もしくは実態があるけれども、ガイドラインが悪いからそう開示されていないのかということも含めてよくわかっておりません。このため、これについてはここに書かせていただきましたけれども、大きな検討課題として、何も具体的検討がなく来ているとご理解いただきたいと思います。

それから、36 ページの開示順序ですが、これも単純なアイデアでございます。実際にガイドライン等を改訂する段階になって、どういうふうにならなければならないのかということについては、これをもとにしながら根本的に考え直さなければいけない状況です。ですから、この中で例えば K P I の時系列一覧と書いてありますが、果たして K P I の時系列一覧をここに持ってくる方がいいのかどうかは、事務局の中でもいろいろな議論がございます。

そして、下のところに書いてあるエグゼクティブサマリーのことで、これはワーキンググループの中で、かなり強い要請がありました。確かに、膨大な、例えば一般的に 40 ページや 50 ページある報告書の、何が重要で、何が重要でないのかというのは著しくわかりにくい。これを一覧にすることを要請は社会的にかなり高いですけれども、その反面、企業の方を中心にして、重要な情報といって一部の定量的な情報だけ切り取られるこ



とで、むしろ、環境マネジメントやサステナビリティ・マネジメント全体をミスリードする可能性があるという問題が、全く技術的に解決できないまま残されています。これをどうするかに関しては、原案を幾つかつくって、たたいていくしかないだろうと思っています。大きな問題として残っているということをご理解いただきたいと思います。

それから、38 ページのバリューチェーンですが、これは、例えば気候変動情報に関するサプライチェーンのスコップ3 情報などに関する基準等ができつつある状況を反映して、バリューチェーン全体を対象とした情報開示についても、全体をマネジメントの対象とするだけでなく、情報開示についても、その国際的な動向をキャッチアップしていかなければいけない、という意図で書いてあります。

それから、適時性は非常に重要な要素ですが、先ほど申し上げたように、環境報告やサステナビリティ報告単独の課題というよりは、むしろもっと大きな企業内容開示制度全体の課題ですので、その辺りがわかるように、これ以降は検討するべきだということがございます。

それから、その下の開示媒体に関してはW e b が中心でございます。W e b 開示について、すみ分けをしたり、完全にW e b に移行したりする状況がありますが、何もガイドラインがなくほぼ野放し状態なので、もう少しきちっと枠組みが提供できるようところまでは考えていかなければいけないという問題意識でございます。

それから、最後の 39 ページにある信頼性ですが、実は、信頼性というのはかつて概念フレームワークの中に情報開示の重要な原則としてありました。しかし、信頼性という言葉の持つ多義性、要するに言う人によっていろいろな意味で使っている、例えば、正確に書いてあると言う人もいれば、手続に沿ってきちっとできていると言う人もいて、概念が著しく多義的で、それを統一することができないという検討結果を踏まえて、国際会計基準委員会では、この用語を使うのをやめました。そのかわりに、表現の忠実性という言葉に変えたということも踏まえて、信頼性の問題をどう考えるのかというのは、ここに書いてあるだけの単純な取り組みだけでは済まないもので、そのような大きな意味を持っているということをご理解いただきたいと思います。

それでは、時間の制約もございますが、皆さんにご議論・ご検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。稲永委員申し上げます。

○稲永委員 36 ページの中ほどの開示順序の話なのですが、①から⑥まであるのですが、この中に、いわゆる現状認識と申しますか、こちらの言葉で言うと環境負荷依存度の全容

というのはどこにもありません。本来ならば、基本的要件の次に現状把握をして、全容を把握して、その中から何を削減するか、方針やいろいろな目標、戦略を立てていくということが重要です。その全容がわからなくて、3番、4番、5番、6番というのは、その部分なのですけれども、部分がいきなり出てきて、それを削減するというのは、その部分のとり方が妥当かどうかということも判断できないので、できれば1番と2番の間に、いわゆる全容把握というものをに入れていただければと思います。

○上妻委員長 ありがとうございます。ご指摘に沿って修文させていただきたいと思います。

それでは、國部委員、富田委員、小野委員の順でご意見をお願いしたいと思います。

○國部委員 今の稲永委員のご意見に対して、それを言おうと思ったのではないのですが、それを入れてしまうと、あとのK P Iやマテリアルフローが非常にわかりにくくなってしまいう危険性も、企業によってはあると思います。例えば②の中に経営者的な事項を入れる方が、独立するよりもいいのではないかと私は思うのですが、検討いただけたらと思います。

私が申し上げたかったことは、その下のK P I時系列一覧と、その次の個別環境配慮事項の重要課題一覧だけが参考資料7・8とあって、この7・8をもしも報告書として出されるのであれば、これだけが具体の開示の案みたいになっています。あとは全て概念的なことを書かれているのに。しかも、K P Iの場合、もし参考資料の7が出るとすると、視覚的にわかるようになると書いているのですが、これは全く視覚的ではなくて、数字が並んでいるだけです。視覚的であればグラフにしなければいけないので、この辺り検討していただけたらと思います。

○上妻委員長 この辺りは、ここに出してご意見を伺うために、本来は出すのをやめようと思っていた参考資料も皆出したのです。

ご指摘どおりだと思いますので、もう少しトータルに状況がわかるような形で、参考資料の取捨選択もしたいと思います。

それから、先ほどの稲永委員のご指摘にありました全容のことをどこに入れるのかということに関しては、ほかの委員の方はいかがでしょうか。稲永委員、いかがですか。

○稲永委員 どこに入れてもいいとは思いますが、順番的には、1と2の間に入れるか、2に組み込んで入れるかですね。いずれにせよ、全容があって初めて、リスク評価をして、目標設定が出てくるところだけは残していただければと思います。

○上妻委員長 これは最初の説明で申し上げましたが、ここはこれまでなかったところで検討すべき課題として大きなものを挙げておこうということで、重要なポイントだけ書いたものです。網羅的という意味ではかなり落ちているところがありますので、もう少し丁寧な修文をして、どこに入れるのかを考えていきたいと思えます。

それでは、次に富田委員お願いいたします。

○富田委員 まず、1点目がK P Iに関して、37 ページの1つ目のポツのところに、個別環境配慮事項の重要性一覧の注記事項と、この①にK P Iの算定基準やバウンダリの補足説明と書いてあるのですが、ほかに並んでいる②から⑤に比べて、非常に重要性が高く、あたかもこの文言を読むと検討する必要があるというふうに書かなくていいかのようにも読めなくもありません。これは恐らく、バウンダリ情報で算定基準がなければK P Iを開示する意味すらないというふうに逆に思えますので、ここではなくて、35 ページ、

(6)のK P Iと出てくるところに、きちんとK P Iという言葉を出すと同時に、バウンダリとその算定基準を明確にしたK P Iをという表現で入れておくべきではないかと思えます。

もう1点が、上妻先生もお悩みの、この重要課題という言葉に関してですが、あえてこのマテリアリティという言葉を持ち出す必要は必ずしもないとは思っておりますが、気になる点としては、32 ページの質的特性のボックスの目的適合性のところに、重要なものを特定して開示するというふうに書いてありますので、基本的に重要なものだけ開示すればいい、と読めるにもかかわらず、37 ページでは重要課題の一覧をつけるべきであるとか、38 ページの最後のセンテンスに「重要課題に関しては報告書形式の開示であることが求められる」とあり、要するに、重要度の範囲が幾つか存在しているかのように読めますので、そこはきちんと整理しないとわからないというのが1点です。

あと、38 ページの報告書形式という言葉が、冊子の報告書を意図しているのか何なのか、何をもって報告書形式と言わんとしているのかが、個人的には理解できなかったもので、少し解説していただければありがたいと思えます。

○上妻委員長 最後のところは、冊子版だと思います。

○富田委員 ということは、ある意味、冊子をちゃんと発行せよというのが、一種のリコメンデーションだと理解していいのですね。

○上妻委員長 それはこの委員会で検討していただくことになると思いますが、W e b 版への移行が進むにつれて、要するにコンピュータにアクセスできない年配の方々は、情報

にアクセスが全くできなくなっている状況もあるのです。それについては少し警鐘を鳴らしたほうがいいという意見はあります。ただ、それも皆さんのお考えがどうなっているのかというのが重要なことですので、ですから、冊子版というときに、例えばPDFとしてまとめたものが冊子版なのだと含めていくことも可能かなと思っております。

○富田委員 私のほうでは、恐らく、今PDFしか発行しないというのが増えてきていると思うので、本当にそうでいいのであればそうだし、今のような高齢者対策だとするならば、明確に印刷物で発行すべしと書かないと、ここは解釈が分かれるかという気がします。

○上妻委員長 どうしたらいいと思いますか。

○富田委員 個人的には、印刷物はあってもいいのではないかと考えておりますけれども。

○上妻委員長 印刷物を発行されていても、その印刷物がほとんどパンフレットに近いような状況とかというのはありますので、できればそこにも重要な情報が網羅されることは、私も個人的にはお願いしたいと思っていますのですが、その辺りも含めて事務局のほうで検討させていただいて、修文をさせていただきたいと思います。

それから、KPIの説明に関しては、おっしゃるとおりですので、修文をさせていただいて、前のほうに盛り込ませていただきたいと思います。

それから、最初のところはどこでしたか。すみません、重要性のところでしたか。

○富田委員 そうです。

○上妻委員長 重要性に関しては、ここの説明は、簡単に書いてあるのでわかりにくいのですが、重要性の位置づけは前の概念フレームワークのときは明確ではなかったのです。今言われているのは、財務報告もこの概念フレームワークですけれども、いわゆるその目的適合性というのは、ステークホルダーの人たちが情報を見て何らかの意思決定をするときに役に立つような情報を出してくれ、というのが目的適合性ですが、それは企業やステークホルダーによって、極めて相対的な問題だろうという状況があるのだと思います。

そういう相対的な状況を前提に、個社ベースでどの情報を入れていくのか、入れていけないのかの基準が、重要性だといった考え方で書かれております。しかし、GRIガイドラインなどは根本的に違う考え方です。むしろ目的適合性にかなり近く、資源制約を前提としながら、不必要な情報を排除できる仕組みになっています。果たしてそれがいいのかどうかも、環境報告ガイドラインの2007年版では、そこまでは検討できませんでした。ですから、今後の検討課題として十分認識しているというふうにお答えをさせていただきたいと思います。

では、小野委員よろしく申し上げます。

○小野委員 言葉の問題で、先ほどから環境負荷依存度というのが何回も出てきていますが、個人的にはあまり聞き慣れないと思いました。

24 ページに、定義に対して意味が括弧で書かれていて、依存している可能性のある生物多様性の恵み、と書かれていますが、ここでは、依存度というのは生物多様性への影響ということでしょうか。

○上妻委員長 ご説明をお願いします。

○猿田課長補佐 基本的にはそのとおりでございまして、生物多様性の民間参画ガイドラインの中で、依存している可能性がある生物多様性の恵みの把握をまずやらなければいけないとなっておりますので、それを踏まえまして、こちらの方でも環境負荷だけではなくて、生物多様性の恵み、依存度というものをしっかりと把握していくべきだということで、書かせていただいております。

○上妻委員長 概念的には同じですから、恐らく環境負荷で統一できます。ただ、わかりやすくするという意味で依存度という言葉が使われているので、その意味がよくわかるように説明を加えたいと思います。よろしいですか。

では、魚住委員よろしく申し上げます。

○魚住委員 今の小野委員のご意見に重なるのですが、環境負荷が一般的にはアウトプットのイメージなわけですが、ここで言っている依存度はインプットの方で、そうすると、資源投入量のうち生物資源に由来するものや、インプットの投入の項目でこういった区分が必要だということで、環境負荷とセットにするというのは、違和感が個人的にはあります。

もう1点は、これも稲永委員の意見と重なる部分ですが、36 ページに開示順序が①から⑥とありますが、34 ページに開示要素と開示内容があります。これがあまり整合していない。1対1で整合する必要まではありませんが、34 ページの下の方、パフォーマンス・分析及び評価、私などは、このパフォーマンスが大変大事だと思っています。これが36 ページではどこに出てくるかわからない。強いて言えば、私は、このパフォーマンスはやはり絶対開示してもらって、その中のキーになるものだけが④のK P Iの時系列一覧になるのかというふうに考えるのですけれども、全体の環境負荷パフォーマンスが見えないと思います。

○上妻委員長 おっしゃるとおりでございまして。そういう意図で書いているのですが、前半の34 ページはP D C Aに沿って書かれていまして、36 ページは恐らく環境報告ガイド

ラインの目次の順序に従って書いているのですが、網羅的ではありません。その辺りも、つじつまが合うように直したいと思います。

それから、先ほど来、出ている依存度に関してはおっしゃるとおりでございますので、インプットとアウトプットをトータルに管理するという意味でのインプットの要素なのだと。ただ、環境に対する負荷というのは同じ次元だと思うのですが、その位置づけがよくわかるように、もう少し丁寧に修文したいと思います。

では、古田委員お願いします。

○古田委員 何点かあるのですが、まず 32 ページの概念フレームワークのところでは基本的な質的特性、目的適合性、表現の忠実性と書かれていて、この内容自体はよく理解できるのですが、基本的に今回の環境報告に関しては、あまり誰が読み手だということを特定しないで、社会で認識されている関心度の高い情報をバランスよく出す方がいいのではないかと、というトーンに変えられたわけですね。

○上妻委員長 そうではなくて、環境報告ガイドライン 2007 年度版は、先ほど申し上げたように、社会に対する報告だと書いてある。しかし、開示原則のところには、ステークホルダーを特定してターゲティングしなさいと書いてあります。

そのことを踏まえて、多くの企業では、誰が読み手かを強く意識されて、その結果、かなりいびつなものになっている事例も見受けられるのです。それを補正するために、そういった文言を加えているということで、必ずしもすべて社会の方に向けるということではありません。やはりターゲティングは必要なことだと思いますが、バランスよく行われることが、十分でなければいけないという趣旨でございます。

○古田委員 わかりました。そうすると、逆に言うと 31 ページの最終段落ですね。「しかし」以降のところを、「あっ、方向を変えるのかな」と読んでしまいましたので、この目的適合性のところで、利用者の意思決定の目的に適合していることという、では利用者とは誰だ、というところでロジックとして無理があるのではないのかというふうに読んでしまいました。そのところは誤解のないようにしていただければ、大体の趣旨は理解いたします。

○上妻委員長 これは、実はほかのところにあった文章がここに来てしまったので、誤解を生じるようになっていますが、きれいに修文させていただきたいと思います。

○古田委員 それから 2 点目ですが、36 ページ、37 ページに関連しますが、重要課題をきちっと示しなさいと、これはこれでそのとおりだと思うのですが、私自身は、どうやっ

て重要課題を選んだのかというところが一番重要だと思っていて、その企業にとって何が重要だと、こういう考え方だからこういうことが重要、だからこういうふうにしたのだというところが最も重要だと思っています。その辺り、何か一言加えていただいた上で、その企業が考えた重要課題の一覧というものをきちっと示していただくことがいいのではないかと思います。

それから、38 ページで、比較容易性のところでかなり気を使って書いていただいていると思います、最後の「今後とも」以下のところですね。データの比較容易性というのは、要するに可能です。ただ、やはり環境負荷のデータは、同じ製品をつくっている企業同士で、同じバウンダリで同じような開示をしたとしても、数字の持っている意味が違うのです。

と言いますのは、その会社がどこまで、例えば内製化率をどこまで持っているかによって、数字の意味というのは全然違ってしまうわけです。ですから、比較できることはわかるのですけれども、比較することによって、何か誤解を受けるような注意点みたいなものをきちっと明示しておかないと、環境負荷の低い人イコールいい人、でもその人は、実はその生産プロセスの中でどこの範囲を請け負っているのかということがわからない中で比較されるのは、首をかしげてしまうということだと思っています。

最後は、先ほど富田さんのほうからありましたが、38 ページの下ですが、基本的に、私はPDFで十分だと思っていまして、弊社の場合を考えても、紙はほとんど要求がありませんので、PDFで十分ではないかと思っています。

○上妻委員長 わかりました。最後の方からお答えしたいと思いますけれども、それは人それぞれだと思いますので、そういうお答えにさせていただきたいと思います。

それから、KPIを単独で出されることで、その全体がわからないということに関しては、本来ですと、この報告書の最初のところに書いてあったサプライチェーン全体が開示対象になるのだということが、ちゃんと担保されていれば問題ないのかもしれませんが。しかし、具体的にそれが一体どのように情報として反映されるのか、どういうスキームで書かれるのかという技術的な部分が全く何も開発されてないのです。ですから、それについては慎重に対応しなければいけないという自覚を持っています。

ただ、そういう情報のニーズがある、つまり、全体像を一覧で見たいというニーズがあるということは確かですので、その辺りのことも含めて、環境報告ガイドラインの改訂になることがあれば、そういう課題があるということを示し送れるような書きぶりをしてい

きたいと思っています。

それから、重要性の識別に関して、きちっとそのプロセスを書くべきだというのはおっしゃるとおりでございますが、そこについては、前の環境報告ガイドラインにもそのような記述が一部あるのですが、十分ではないのでそれについても課題として申し送れるように修文をしたいと思います。

大変申し訳ないのですが、後藤委員から最後にお話を伺って、これを終わりたいと思います。

○後藤委員 36 ページの開示順序ですが、統一化されることにより環境報告による記載箇所が明確となるとあります。昔、GRIでも統一化して、そのとおりでないと言ったのがG1であったのですが、たしかやめたはずです。現実の報告書は全くばらばらですし、ステークホルダー別の記載もあったり、それから、今度は26000に合わせたりということなんです。このように書いて統一化する意図があるのかないのかということなのですが、例えば、環境配慮促進法で義務化されている国立大学法人や独法も、たしか記載順序は、告示はあるだけで統一化されていないはずなんです。ですから、ここの意図が統一化したいという意図なのか、単に統一であれば明確となるということをお願いだけなのか、そこがよくわからないのですが、統一化するというと、企業の現実の状況から見るとかなり厳しいのではないかと思います、という表現にされるのでしょうか。

○上妻委員長 これは削除させていただきます。

○後藤委員 そういうことですか。

○上妻委員長 要するに、実務の発展を妨げるようなガイドラインはあってはいけないので。まだ確定した実務ができていないわけではありませんから。なるべく自由にその実務が発展するということを考えれば無理やり統一することは好ましくはないのですが、一応、そのモデルとしてこのような順序がありますよ、といった事例として挙げさせていただくことはあるかもしれませんが、義務化するということではありませんので。

○後藤委員 それなら結構です。わかりました。

もう1点だけ、細かくてすみません。KPI時系列一覧で考えているKPIは、定義にありましたようにかなり広いと思うのですが、これから統一レポート等でKPIを義務化するという形になるときのKPIは、ずっともっと狭い範囲になるのではないのかなと勝手に推測しています。そういう意味で、現時点の報告ではこれでいいと思うのですが、KPIで、将来これが義務化されるということになると幅広いので、この辺りはどう考えら



れるのでしょうか。

○上妻委員長 国際統合報告委員会で、恐らく6月あたりに第1次ドラフトが出るのですが、そのほとんどの内容が載っているという南アフリカのドラフトを見る限り、あまり細かいことは書いてありません。ですから、KPIに関しては、それぞれの企業の実情に応じて書くことになると思います。ただ、重要なことは何かといいますと、KPIという非常に重要な指標管理をするものという概念自体がガイドラインの中にないので、もしガイドラインの中にその考え方を埋め込んでいくことができるとすれば、その一覧に関する情報ニーズはあるという意識でございます。

それも先ほど来、企業の委員の方が話されているように、ミスリードしない情報の出し方は何かという技術的な解決がまだできていませんので、そこについては、根本的に、ガイドラインの改訂に入るようなことがあれば、考え直さなければいけないと自覚をしています。

では、佐藤委員。

○佐藤委員 もう大体出尽くしているのですが、いろいろな課題が挙げられていますが、やはりあまりKPIを特定して誘導しようとする、自主的で自由な情報開示という方向性と異なり、無理があるのです。例えばステークホルダーのターゲットティングの話も、試行錯誤の中でこれを行う会社とこれをあまり行わない会社、ステークホルダーを限定してターゲットにすることはかえって間違いだと認識するようになった会社、そういう会社ごとの試行錯誤がこれからも続くと思います。したがって、あまりこういう報告書がいい報告書だというのを入れることはないと思うのです。しかし、重要性だけは、非常に重要ですのでもう少しちゃんと書いてほしいと思います。

○上妻委員長 重要性については、ちゃんと修文させていただきます。

それでは、大変申し訳ないのですが、時間の制約もございますので、次の第5章に行きたいと思います。「環境に係る財務情報」について、環境省からご説明をお願いします。

○猿田課長補佐 第5章の「環境に係る財務情報」として、(1)で環境に係る財務情報の必要性と効果について触れております。特に、必要性と括弧で書いてあるところからご説明します。下に3つございまして、1つは将来キャッシュフローの予測に資するといった、投資家等の情報に全体を合わせるということが挙げられます。2つ目として、環境経営の全容を経営計画と関連づけて示すことができる、3つ目としては、環境に係る財務情報を媒介にして、環境報告と財務報告との関連づけがなされ、企業情報に関して、整合し

た情報開示が可能になるといった必要性が挙げられます。

効果といたしましては、設定したK P I と社内管理のための指標が関連づけられることより戦略的な環境経営が推進されること、それから、ステークホルダーの評価を通じて、環境と経済のより一体となった環境経営が促進されることが挙げられます。

なお、開示される環境に係る財務情報は、経営者により、環境経営のプロセスを通して適切に決定される必要があるといったことで、あくまでも前段、4章のほうで説明した決定したプロセスによって開示されるものが決定されるということを書いております。

それから（2）でございますが、環境に係る財務情報の範囲とは、環境報告として開示される環境に係る金額情報とこれに関連する情報を指すといったことで、より広い内容のものであることを記載しております。そうすることにより、情報利用者の情報ニーズに幅広く対応していきたいというものでございます。

41 ページでございますが、開示例といったことで、範囲のイメージがわかるような表を入れております。財務諸表に掲記もしくは含まれるといったものに関しては、環境に係る収益・費用・資産・負債といったものがあると考えられます。財務諸表に記載されていないものに関しては、今までご説明しているような戦略・計画・見込みや将来リスクといったものがあると。また、環境保全対策に伴う事業者の費用節約額や、利用者が受ける経済的利益、環境負荷や環境保全効果の経済価値評価といった貨幣価値であらわしたものが幅広く入ってくると考えられます。詳細については、割愛させていただきます。

42 ページでございます。（3）環境に係る財務情報の種類ですが、過去情報と将来情報といったものや、定量情報と記述情報といったものを組み合わせて、これは財務情報に関しても一緒に書きましょうといったこと。そして、フロー情報・ストック情報ということで、フロー情報のみならず、ストック情報も将来キャッシュの獲得能力や将来キャッシュの減少の可能性をあらわすという意味では不可欠になってくるであろう、ということを書いております。それから、投下資本、成果に関する情報といったものも種類としてあるといったことと、最後ですが、実績情報・推定情報といったことで、特にバリューチェーン全体による場合には推定計算になるといったことも考えられるということを書いております。

それから次のページに行きまして、43 ページでございますが、（4）の開示において考慮すべき事項といたしましては、4章のものに加える形で、以下のようなことがあるといったことを書いております。例えば、将来の財務情報については、短期・中長期といっ

た時間軸を意識する、実績情報と推定情報が混在しないように明瞭にする、計算根拠をしっかりと書く等のことが書いてございます。

それから（５）にまいりまして、これも論点と検討すべき事項として、先ほどの４章の検討すべき事項を踏まえ、環境に係る財務情報も同様のことがあるのではないかとということを書いております。

例えば重要課題一覧の注記事項として以下のようなことが考えられるといったことや、環境負荷や環境保全効果の経済価値評価といったものに関しても、現状においては不確実性が大きく、参考情報に近いといったことが言えるということ。ただし、「同一の価値基準で環境負荷や保全効果を測定できる利点もございますので、バリューチェーンでの測定などの算定基準の開発が期待される分野である」としております。

また、対象期間や効果といったものを、環境負荷情報や環境に係る財務情報を関連づけて開示するといった場合は異なってくる可能性もありますので、そういったものを適切に、注記などによって効果と対象期間の関連を適切に開示し、情報利用者の誤解を生じさせないように留意することが必要であるということ、ストック情報の充実に関しては考え方や開示項目について整理が十分でないこともありますので、開示する場合には、算定・開示の方法を明確にし、有用な開示を促進していくことが望まれるといったことを書いております。

そして、最後に、会計基準に基づく財務情報の有効利用ということで、各企業でいろいろ創意工夫をしていただき、財務情報の作成過程において算定される情報といいますか、財務情報というものを環境に係る財務情報に効率よく、うまく利用していただけるようにしていただければ、ということでこういう表現をしております。

以上でございます。

○上妻委員長 ありがとうございます。

では、八木座長のほうから補足等がありますか。

○八木委員 概要は今ご説明いただいたとおりです。簡単に補足と、あとワーキングの中に出てきたがここにはない項目について、簡単にご説明させていただきます。

まず 40 ページからごらんいただきたいと思います。財務情報等につきまして、ここでは、特に投資家や金融機関をメインターゲットに議論しております。先ほど来から、情報を出していても使い切っていない、いや使えている等いろいろなご意見が出ていますけれども、ワーキングの委員の中からは、さらにもう少し詳しい情報を出していただいた方が、

投資意思決定等に非常に役に立つという意見が多く出されております。その中心が、やはり必要性の真ん中に出ておりますが、事業活動と戦略的に一体化した環境経営というものは、当然、財務情報が間に入っていないと適切に把握できないという意味で、このような情報が特に有用だというご意見が多く出されております。

それから、範囲ですが、先ほどもご説明がありましたように、環境に係る金額情報全般をここでは指しております。主に財務情報、将来にわたる時間軸と、それからバリューチェーン全体というものをにらんだ形で拡張して考えるというのが、基本的なスタンスでございます。

それから、41 ページに一応開示例を出しましたが、これはあくまで現状の日本企業で出されている開示例にどのようなものがあるかというのを並べただけで、このように出しなさいといったタイプのものではございません。理解しやすいように現状の例を並べただけでございます。当然、これから開示の範囲も、ここに区分されている以外の形で出てくることも十分考えられるということでございます。それから、内容についてもさらに増えていくという可能性は当然考えております。

42 ページ目で一応財務情報の種類を並べさせていただきました。個別についてはお読みいただければ結構ですが、基本的にこういった種類のものを、先ほどから開示の方でも出ておりますが、基本的には企業の短・中・長期の戦略シナリオとリンクする形で、先ほど申し上げたように将来とかバリューチェーン等に広げるような形で、さらには重要性、必要性に応じて、このような情報の組み合わせを各企業で考えて把握・開示していくということでございます。

シナリオについては、財務情報ですので、これを用いることでコスト・ベネフィットを明確にすることができるという特徴があるかと思えます。ただし、現在の財務諸表情報とリンクするような情報もかなりございますので、例えば、先ほども出ておりましたけれども、原材料の種類別危険性等を、あわせて購入額といったようなものも出すということも、議論の中では登場してきておりました。

最後の 43 ページ以降でございますが、ここでは、将来課題の特に議論を多くした部分についてだけご説明させていただきます。

環境負荷とか環境保全効果の経済価値評価につきましては、環境省の環境会計のガイドライン等でも結構議論があった点でございました。こちらに関しましても、やはりある意味、排出権（排出量取引）のようにその辺りが近づいてきて、経済的評価と実際の負荷と

というのがリンクしてきているようなものもございますので、これについては、かなり有効なものとして注目していきたいという意見が出ております。

あとストック情報ですが、こちらはかなり、先ほどマテリアルのストックについての議論も出ましたけれども、やはり財務情報としてもこの辺りは非常に最初から多くの議論が出ました。ただし、概念的に整理しようとする、負債については比較的合意が得られるのですが、資産や、資産と負債の切り分けみたいなものですね、同じ資産であっても負債になったりするケースもございますので、そういったものの検討、さらにもう少し言えば、バリューチェーン上のストック情報といったものについても、今後は検討していかなければいけないだろうという議論が出ました。

それから、今回は環境会計のガイドライン等については直接議論しておりませんが、ガイドラインの現在把握されている情報に対して、今回のワーキングで議論した点の違いですね。主な点で申し上げますと、将来情報やストック情報、製品利用による経済効果、環境負荷の経済価値評価といったものについての違い、将来そういったものも取り入れていかなければいけないといった議論も行っております。

簡単ですが、以上でございます。

○上妻委員長 ありがとうございます。

40 ページから 44 ページ、この第 5 章についてご議論いただきたいと思います。國部委員からお願いします。

○國部委員 短く 2 つだけ。1 つは環境に係る財務情報、今まではずっと環境報告書という媒体をベースに議論されていたのですが、ここで突然、財務諸表もベースになっているのですが、その説明が全くありません。ですから、開示媒体、環境報告書、財務報告書というところを説明していただきたいというのが 1 点と、41 ページの表で、財務諸表に掲記もしくは含まれるとして、環境に係る収益・費用・資産・負債で、例示もあるのですが、これはどれも財務諸表に掲載されるものはないですね。財務諸表の中に含まれるということでは何か意味があるのでしょうか。むしろ大事なことは、財務諸表の中で別に開示されているのか、されていないのかということだけで、含まれているということに意味があるというふうには思えないのですが、いかがですか。

○八木委員 ありがとうございます。

最初のご質問ですが、私の説明が不十分で申し訳ございません。基本的には財務諸表をターゲットにしておりません。環境報告書の中です。

○國部委員 環境報告書の中なのですか。

○八木委員 はい。財務情報というのがメインターゲットで、ただし、当然データが共通のものもございますし、関連するものもありますので、そういう意味で少し財務諸表についての説明をさせていただきましたが、基本的には環境報告書です。

それから、財務諸表については、確かに一部の企業、化学メーカー等だと、既に費用項目で出ていたりするところもあるのですが、おっしゃるとおりそれが単独の項目で出ていくかと言われると、今のところなかなか難しい、ただし、財務諸表に含まれるデータをもう少し精査したり区分していけば出てくるだろうという意味で、ここは揭示をさせていただいております。ですから、そのほかの部分、特にその財務データの中から直接導き出せない、あるいはプラスアルファの情報が必要ではないかという意味で分けております。

○國部委員 委員長、よろしいですか。この、例えば環境に係る資産というのが財務諸表に含まれると表現されることは正しいのでしょうか。

○上妻委員長 多分ラフな概念だと思うのですよ。要するに、現行制度会計上、オンバランスされるものも一部あるし、そうでないものもたくさんあるという考え方でよろしいでしょうか。

○八木委員 はい、そうです。

○上妻委員長 ですから、丁寧に書く必要があると思うのですが、いずれにしても、ここで財務情報を環境報告書の中で扱う意味は、やはり重要だと思います。ご承知だと思いますが、統合報告などの領域で、いわゆるコネクテッド・リポーティングに近いような、戦略と財務的コスト、それから環境的な成果を日本の環境会計のスキームに近いような形で全体的に説明し、リンクさせていくような開示手法が最近出てきています。そういったこともガイドラインに取り込むのか、取り込まないのかという議論は、我々のワーキンググループでもありました。ただし、そのことについて、全体的な合意が得られるところまで、この財務情報に関してはまだ検討が済んでいないというのが実情だと思っています。

○國部委員 もう1点だけ。そうであれば、大事なことは、財務諸表に含まれているのではなくて掲載されていない、ということですね。ですから、環境報告書が対象なのであれば、財務諸表に含まれているけれども、分離して掲載されていないから情報がわからないものがあって、可能性であるとかそういう意味であれば非常に理解しやすいのですが。

○上妻委員長 されているものもあって、それを環境報告のデータとリンクして開示させるというのが1つあります。それから、財務諸表に開示されていないものも環境情報の中

に収録するという側面もあると思います。いろいろなところがあると思うのですが、そういうところがよくわかるように修文いたします。

○國部委員 大事なことは、掲載されていると表現されていることの意味です。（金額の一部に）含まれているというのは全く意味がなくて、含まれているけれども、区分されていないから区分(掲記)しろというのか、含まれているから資産(の中身)をよく見ろというのかでは、全く話が違って、含まれているというだけの情報はどうなのだろうと思います。

○上妻委員長 よくわかるように少し文章を直ささせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしく申し上げます、菊池委員。

○菊池委員 すみません、國部先生のお話の続きになってしまうのですが、ここに例示されているようなことはなかなか、例えば私たちが通常接するIR等々とディスカッションしても、引き出すことは不可能に近い数字であります。例えば、研究開発費というのは財務の補足として、ほぼすべての会社が出しているに等しいかと思いますが、その中で環境に関する研究開発はどれくらいですかと言って、即答できる会社というのはほとんどありません。一部ではありますけれども。そうであれば、先ほど来、先生がおっしゃったように、この財務諸表という表現は変えていただいたほうが適切に伝わるのではないかと思いますし、コネクテッド・リポーティングとの関係を考えて場合に、開示の方法といえますか、その媒体といったところも別立てで少し書いていただいたほうがありがたいと思います。

○上妻委員長 財務諸表という形で特定せず、財務情報といった表現にすればいいということでしょうか。

○菊池委員 そうですね。財務諸表というと、どうしてもBSなりPLなりと、あるいはそれに関する補足といった情報になりますので、財務諸表にこういった情報が出ているかということ、なかなか厳しいと思います。

○上妻委員長 ここは、現在の開示に関する現況のサマリーと、それから財務情報絡みで環境報告を考えると、どんな論点や問題点があるのかということがずっと羅列されているところだと思います。その精粗の差があってわかりにくいのだと思いますので、修文をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、古田委員お願いします。

○古田委員 環境会計のところですが、ここもすごく難しいですね。先ほどから意見が出

ていますが、実際計算する側の我々として、41 ページのこの表は、例えば環境配慮型製品の売上高と言われて計算できるかと申しますと、そもそも環境配慮型製品とは何なのだという定義から入りますから、我々の製品で言えば環境配慮をしていない製品はないので、では一体どうやってくるのだとなります。また、環境配慮型製品の設備投資額となるとさらに難しく、どうくくって計算するのかというのが結局は問題になってしまい、恐らく各社、先ほどのKPIの数字を出すこと以上にまちまちな定義で計算をされていると思うのです。

実際、出した数字がどう活用されているのかもよくわからないので、社内的には、過去のトレンドを見ていく上での、内部的な数字として追いかけているというのが実態だとは思いますが、それを社会にどう出すか、その意味すら恐らく皆さん理解がちゃんとできていないのだと思います。ですから、ここはぜひ、2005年のときにできたガイドラインはありますが、もう一度かなりベーシックなところから議論を積み重ねていただきたいというところが本音です。

○八木委員 ありがとうございます。実際、その辺りはワーキングの中でもいろいろ議論が出て、投資家の方からは配慮型というよりも、例えばこういう製品を開発して、その環境スペックがこうで、それに対して例えば売り上げがこうなっていくといった事業計画のようなもの等、アイデアは出たのですが、実は出すのがちゅうちょする部分がありました。あくまで例示であり、これを出せといったことではなく、現状で出している企業があるので載せているぐらいの判断で、おっしゃるような議論は、やはりこれからやっていかなければいけないという認識で一致しております。ありがとうございます。

○上妻委員長 恐らく現実には、戦略的にこれが環境配慮製品だと言っているようなものを、大きなものを扱う等くらいしかできないのだと思います。いずれにしても、具体的にガイドラインをつくるときにどうするかというところではなく、皆さんにご理解をいただくための単なる例示ということです。このままになるということではありませんので、ご心配いただかなくてもよいかと思えます。

では、富田委員お願いします。

○富田委員 今の古田委員の意見と非常に近いです。そもそもこの環境に係る財務情報、いわゆる金銭換算されている部分と理解したのですが、その冒頭で、いわゆる金銭換算されていない情報であっても、投資家にとって有意義な情報が非常にあるということが、いまひとつここからは読み取りにくいと思います。ですから、今ある程度確立されている財



務情報の部分を、まず最大限に活用すべきであるといったことは、明確に言うべきではないかというのがまず1点。

あと、やはりこの環境配慮製品といったところに関しては、今確立されているものに比べてさらに精度が低いような状況にありますので、これを全部通して見ますと、前の章の方は非常に慎重な言い回しがかなりあるにもかかわらず、この部分はかなりポジティブに、あたかも一見もうすぐできるかのようにも読めますので、逆に、相対的に言ってほかの章に比べて、より慎重な、「非常に課題が多い」等の表現をどんどん盛り込んでいかないと、非常にミスリーディングになるかと思います。

○上妻委員長 ありがとうございます。ぜひそのように修文をさせていただきたいと思えます。

大変申し訳ないですが、まだ1点残っておりますので、次に行きたいと思えます。

それでは、6章、7章になります。45ページから50ページまでのところについて、環境省からご説明をお願いします。

○猿田課長補佐 6章、45ページをごらんください。(1)の促進策の必要性ですけれども、下線が引いてあるところの「高い環境意識の浸透や環境配慮型製品の抜本的な普及には時間も要するため、国として持続可能な社会構築のための道筋を示した上で、各経済主体の環境配慮行動を後押しするための諸施策を実施していくことが非常に重要となってくる」ということで、必要性を書かせていただいております。

2段落目は、環境情報の利用促進という点で、特に環境情報開示をしている企業全体に対する促進策として2つ、環境情報の利用促進を図るための基盤づくりと、適正に開示した環境貢献企業が経済的便益を享受できる仕組みとが必要なのではないかということを書かせていただいております。

それから3段落目ですが、売上高1000億円未満の企業を対象に底上げを図っていくことが非常に肝要でございますので、そういう課題を克服するための施策というものを効果的に行っていくことが必要であろうということを書いております。

①から、その次の③と書いたのは、売上高1000億円未満の企業の底上げを図るに当たって考慮した事項ということでございます。最初にご説明した発展モデルのところをⅠからⅡに上げる、バリューチェーン等を有効に活用する、金融機関等の協力的な外部者との接点をうまく活用する等が非常に有効ではないかということです。

最後に、今後この検討をもとに具体的な施策に結びつけていくが、施策の実行に当たっ

ては、実現可能性、効果、企業の負担等について、より詳細に検討を行っていく必要がある、と考えております。

(2)としては、基盤づくりに関することですが、①といたしまして、KPIの設定に参考になる重要な環境課題の共有化ということで、下の矢印のところでも4つ書いてございます。国内における重要な環境課題の検討や、国際的トレンドを勘案するといったこと、KPI設定の基本となる考え方や代表的なコア指標の検討、それから海外との共有化といった点が考えられるのではないかと、しております。

また、情報インフラの基盤整備ということに関しましては、入手可能性と利用拡張性を確保することが非常に必要であるということもございますので、段階的に実施していくことが必要ではないかと考えております。矢印としては2つ、各媒体の開示バウンダリや開示体系の明確化に関する指針等の作成、それから重要な環境情報に関する入手や分析が容易となるデータベースの構築ができれば、利用の可能性が飛躍的に高まっていくのではないかと期待されるということで書いております。

それから(3)でございますが、開示した企業に経済的便益をもたらす施策といたしましては3つ書いてございます。1つは、公共調達において環境取り組みを調達条件として設定、あるいは入札において環境経営の取り組みを加点するといったことが考えられるであろう。②といたしましては、グリーン調達がかなり行われておりますので、例えば、そのマニュアルのひな形を作成する、環境経営の取り組みに関するチェックリスト等を活用していただく等のことが考えられるのではないかと。それから、③の環境金融の促進策といたしましては、企業にとって非常にインセンティブになりますので、48ページですが、実際検討していただいておりますが、環境金融に関しての行動原則や、環境経営の度合いを評価できる人材というものをいかに育成するかといったことが重要であろうと。

それから(4)といたしましては、売上高1000億円未満の企業への促進策といった点でございます。課題としましては、人材育成、基盤づくり、経済的便益といったことです。特に経営者の環境意識の向上につなげることや、基盤づくりであれば、社内データの収集体制をどうやって構築するかといったことが重要になってくるのではないかと、ということで、①といたしましては、人材育成に関して産学連携による経営者視点で環境経営等のアドバイスを行うことができる人材の育成及び派遣。それから、2つ目で、環境経営・情報開示に関する社内の人材育成や先進的取り組みの紹介といったものが考えられるだろうと。

それから、次のページに行きまして②でございますが、基盤づくりといたしましては3

つございます。わかりやすい環境報告書の作成手引きの策定や、ビジネスチャンスやリスクに結びつける考え方や事例の紹介、それから、エコアクション21などのEMS体制の構築促進といったことが考えられます。それから、最後に③でございますが、経済的便益として、先ほどご説明したものとほぼ似てはおりますが、3つ記載しております。グリーン調達マニュアルのひな形や、行動原則、金融機関において環境経営をアドバイスできる人材の育成といったようなものが考えられるのではないかと。

最後に、前提としては、環境マネジメントシステムの仕組みを構築することが最も効果的である、といったことを書かせていただいております。

それから、「おわりに」でございますが、50ページの第1段落目で、最初の「はじめに」でご説明したようなことを最初に記載させていただいております。環境情報の重要性がますます増していくことと、情報の質の向上といったものが求められていくことを記載しております。

それから、2段落目におきまして、企業が管理するコストもだんだん増加していくことも予想されますので、社会全体として、効率的かつ効果的な環境情報を管理する仕組みというものが必要になってくるだろうということ。そして、3段落目ですが、環境経営や環境情報開示が転換点を迎えており、来るべき将来に向かって変革の時期であるということも過言ではございませんので、環境経営にすぐれている企業が評価されるような、環境配慮行動を後押しするような経営環境を醸成していき、強固で持続可能な社会構築、また、健全な経済成長につなげていくことが必要であるといったこと。そして、自然災害についても触れておりまして、そういうことに対応していくことが経営者には求められ、そのためにも、環境リスクを含めたリスク管理の徹底と迅速かつ的確な対応のできる組織体制を、企業として堅持しておくことが望まれると。

こういう状況を踏まえまして、「環境報告ガイドライン（2007年度版）」の改訂を早急に実施していくということと、「環境会計ガイドライン（2005年度）」に関しても、環境に係る財務情報との関連から現状の問題点の整理を行い、必要に応じて改訂をしていくべきである、としております。

以上でございます。

○上妻委員長 ありがとうございます。

時計をごらんになるとおわかりだと思いますが、5分も過ぎております。3時間も会議をやったのにまだ終わらないのかということでございますが、私の手際が悪いもので申し

訳ありません。20分ほどで終わると思いますので、若干延長させていただきたいと思っております。

促進策に関しましては、基本的に個社ベースで行われる環境情報開示が進むように支援をするという、市場環境を整備するというような考え方で幾つか提示をさせていただいておりますけれども、今回は、一般論としての促進策と、それから売上高が1000億円未満の中小の企業の方々の促進策ということで分けております。中小のことに関しましては、後藤座長のワーキングで検討が進められておりますので、それについて、後藤座長からご説明をお願いします。

○後藤委員 今のとおり時間も押していますので、簡単に補足だけします。環境に優しい企業行動調査で、1000億円未満500億以上のところで発行率がぐんと落ちていまして、そこを促進したいということで、それにある意味でターゲットを絞ったということです。

1つは、48ページを見ていただいて、ここで補足しますと、経営者の意識向上が必要だということです。これについては銀行が、やはりもっと対応してもらう必要があるのではないかと、それだけではなく、一般の中で、いわゆるコンサルタントと言えればいいのか、経営者に意識改革を迫れる人材をどうやってつくるかといったことが議論されました。

それから、報告書を出せないという意味では、社内データを集めるのが非常に困難だということがアンケート調査で出ております。やはりEMSを構築するとデータ収集は比較的容易になるので、EMSの構築ということと、実は、企業は結構既存のデータがあります。官公庁に報告するデータがあるので、それらの活用がうまくできるような仕組みを何か考える必要があるのではないかと、といったことです。

それから、取引先からの要請というものはかなり有効なので、グリーン調達と書いてあると1次調達までなのですが、これを何らかの形でカスケード、つまり、1次、2次、3次とずっとカスケードでつながるような形が何か仕組みでできるのではないかと、という議論になりました。そのためには、大企業は大体持っていますけれども、グリーン調達のマニュアルのひな形みたいなものもあって、そこに環境配慮をするというようなことを入れたらいいのではないかと。

それから、先ほども言いましたけれども、取引金融機関、大体1000億円未満、500億超というところで銀行とつき合っていないところはあり得ませんので、そこを金融機関が

いろいろやっていただきたいということです。現状まだ金融機関、少し芽生えが出てきておりますけれども、多くの金融機関はそこまでの、ものすごく語弊を恐れずに言えば能力がない、そこをもう少し上げる何らかの仕組みが必要なのではないかといった議論になりました。

○上妻委員長 ありがとうございます。それでは、さっそくご議論いただきたいと思えますけれども、ご意見は。では、稲永委員お願いします。

○稲永委員 今、後藤委員のほうから、環境マネジメントシステムを導入すると、データ収集等がうまくいくという話があったのですが、実はISO14001の中には、情報管理という項目はなく、データの信頼性に関しては若干弱い部分があります。そこで、このガイドラインをつくる時に、いわゆる環境情報管理手順の確立・維持が望ましいという項目を絶対に入れていただきたい。

そうしないと、今、我々はいろいろな検証をしていますが、基本的に縦横集計が間違っていたり、インプットするデータが3桁間違っていたり、あるいは日本のローカルな排出係数をグローバルに全部掛けてしまうといったような状況なので、やはりデータの信頼性は環境報告書の一番の根本だと思いますので、そこを担保するために、ぜひそういう項目を、環境情報管理手順の確立・維持が望ましいという項目を、ぜひ入れていただければと思います。

○上妻委員長 個別の指標に関する説明のところにも、そういったきちんとした手順に従ってやるということを、文章化して入れてしまった方がいいということですね。総論として入れるのと同時に。

○稲永委員 総論として入れていただければ、それはシステムとしてつくらざるを得ない。そうすると、システムでつくれば、あとの各論は全部その中に入り込みます。

○上妻委員長 わかりました、そうさせていただきますと思います。

それでは、西堤委員、小野委員、國部委員、それから富田委員の順でお願いしたいと思います。

○西堤委員 先ほどおっしゃった中堅・中小の方の意識を変える、経営者の意識を変えるというのが重要だというのはそのとおりだと思うのですが、そのために、49ページの②に書いていますが、やはり環境問題をビジネスチャンスとリスクに結びつける考え方や事例、こうすればもうかってよくなるといった事例を、もっと参考資料のところへ盛り込んでいただくのが、もっとわかりやすいのではないか、という感じがします。

また、その上に書いてありますが、わかりやすい環境報告の作成手引きの策定、これは恐らく環境報告書のガイドラインの仕事になるかと思うのですが、今まで議論してきたこの方向性では、恐らくこれから新しく取り組もうという企業がほとんど皆無、と言っては失礼なのですが、これを読んだだけでは多分わからないところですね。ですから、やはりガイドラインがこれから重要になるのではないかと考えております。よろしくその辺りのご検討をお願いいたします。

○上妻委員長 ありがとうございます。そのように検討していきたいと思っております。

では、小野委員お願いいたします。

○小野委員 先ほどからパフォーマンスが非常に重要だということが言われていまして、47 ページの環境経営、環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策の中には、③の環境金融の促進策がパフォーマンスに応じてインセンティブになる、ということはあるとは思いますが、これだけでは弱いと思います。例えば、これから入ります地球温暖化対策税といったものを、一律ではなくパフォーマンスに応じた優遇制度のようなものにしてもらえれば、非常に企業としてもダイレクトに評価してもらえるのではないのでしょうか。よくやっているところは評価されるのではないかと思います。これは政策に関わることなので難しいかもしれませんが。

○上妻委員長 税金を複数税率にするという話をここに書いていいのかどうかも含めて、慎重に検討させていただきたいと思います。少し具体的に、方向性がわかるような表現に変えさせていただきたいと思います。

それでは、國部委員お願いします。

○國部委員 1点だけ、これは1000億円未満の場合に非常に当てはまるかもしれませんが、促進施策として、例えば経営者の意識を高める、あるいは金融機関が指導するといったことを書かれているのですが、やはり株主の意識、あるいは株主の責任ということをどこかに書いていただけたらと思います。例えば、東京電力の場合でも、株主の責任を果たすべきであったという議論もあります。株価があれだけ下落してしまったことで、極めて大きな経済的な損失を受けているということで責任を果たしているのかもしれませんが、株主の責任ということ、どこかに入れていただけると、もう少しバリエーションが出るかと思えます。

○上妻委員長 日本の会社制度、日本だけではないとは思いますが、基本的に有限責任制度ですので、株式会社の場合には、恐らくは経済的にダメージを受けることが責任

を取るようになるのだらうと思いますが、一面、ガバナンスという意味での株主の役割というものは、ほとんどどこにも書いていませんので、そのことについてはガバナンスに含めて、明示をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、富田委員お願いします。

○富田委員 46 ページですが、情報インフラの基盤整備という項目が出ていますが、既に、一部のバウンダリな情報も載っていますし、改めてこういったところでデータベースの構築を訴える必要が本当にあるのかというのは、基本的に疑問を感じます。

ありがちなのは、こういったデータベースができ上がったのだけれども、中身が複雑で誰も使わないような結果に陥るケースが極めて多いので、ここは非常に慎重であるべきではないかと思います。この1項目のバウンダリ明確化という話は、これを逆に、その①のK P Iの設定のところに入れてしまって、あえてこの情報インフラという項目は設けなくてもいいのではないかと思います。

○上妻委員長 ここはI T云々の話が入る予定ではなかったのですか。

○猿田課長補佐 そうですね。情報インフラもI Tを使って、投資家等の皆さんに有効に使っていただきたいということがベースになっておりますが、その必要性も含めまして慎重に今後検討していく、そこまで入ってないのかもかもしれないですが、段階的に実施していくということは、その辺りもよく検討した上で、本当にこれをやるべきかどうかというところで考えていきたいとは思っております。

○富田委員 今、十分かどうかわからないのですけれども、もう既にそういったインフラが存在しているはずなので、有効に活用されているかどうかというのはあると思いますけれども、その点に近づかないと、あたかも何もないところにつくらないといけないというのが先行するのは、非常にいかがなものかと思います。よろしくをお願いします。

○上妻委員長 データベースに関しては、事務局の中でも議論が随分出ています。今でもあるデータベース、国のデータベースも幾つかあるのですが、ほとんど役に立っていないという状況から見ますと、新設よりはどういうふうにすればいいのかということを考えてざるを得ない状況にあるという現状認識だにご理解いただければいいと思います。

とりあえず名札が上がっていないようでございますので、できれば、このチャンスに終わってしまいたいと思うのですが、議論を尽くしても尽くし切れないぐらい大きな問題を抱えていまして、次の環境報告ガイドラインの改訂に結びつけるためには、まだまだ解決しなければいけない論点が数多く残されています。

いずれにしても、今日いただいたご意見を踏まえまして、再度修文をさせていただいて、最終の確定案というものをつくらせていただきたいと思います。それを皆さんのところに一度お送りして、ご意見をいただいて、その後、事務局と私で最終報告をつくりたいと思います。それで、最後のところに関しては、事務局と私のところにご一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○國部委員 1つだけ質問ですが、これは、中間報告の中で発表されますか。

○上妻委員長 はい、そうです。

○國部委員 では、最終報告はガイドラインの改訂というふうに。

○上妻委員長 そういうことです。ですから、根本的に考え直して変わることもあるというふうにお含みいただきたいと思います。

それでは、散会ということで、非常に毎回長い会議で申し訳ございませんでしたが、本日は、3時間を超えて会議をしまして、傍聴していただいた方にも本当にご迷惑をおかけして申し訳ありません。みんな私の責任でございますので、帰るときには私をなじっていただければいいと思います。

では、これで終わらせていただきたいと思います。先ほど、課長がちょうどいいタイミングで来られていたのですが、国会の方で呼ばれてしまいました。時間が押した関係でごあいさつできませんが、猿田課長補佐のほうからごあいさつと、それから今後の方向性について、手順についてもお話しいただきたいと思います。

○猿田課長補佐 どうもありがとうございました。上妻委員長がおっしゃられたように、できるだけ早く修正し、中間報告はとりあえず早目に出していきたいと考えております。

それから、それ以降でございますが、ガイドラインの改訂等がございますので、新しい検討委員会をまた立ち上げまして、進めていきたいと考えております。その際には、また改めまして委員の皆様にもご依頼させていただきたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○上妻委員長 それでは散会したいと思います。皆さん、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。